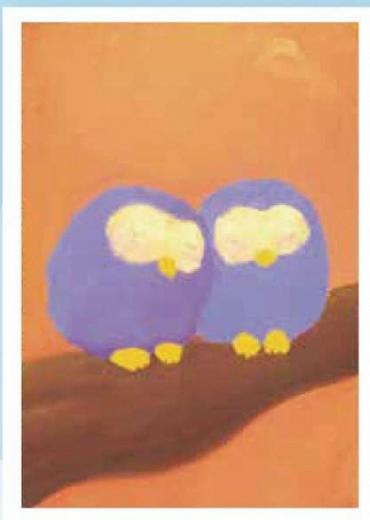


第5次宜野湾市障がい者基本計画

【令和6年度～令和11年度】

チュイシーの心で支え合い、
誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち



作品提供：宜野湾市地域活動支援センター



令和6年3月
沖縄県 宜野湾市

※障がいの表記について

本計画では、「障害」の「害」の表記については、字のマイナスの印象に配慮するとともに、障がいのある方の人権をより尊重する観点から、可能な限りひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞については、「害」の字を使用しています。

ごあいさつ



平成30年3月に策定した「第4次宜野湾市障がい者基本計画」において、障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できる「差別のない平等な社会づくり」、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する「自己選択・自己決定による自立の尊重」、障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする「人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現」を基本理念に掲げ、障がい者福祉の施策やサービスを推進し、行政と、障がいのある方々や関係機関、地域住民が、より一層つながりを強め、「チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち」を目指し、取り組んでまいりました。

計画の期間中、新型コロナウイルス感染症の蔓延で、感染防止のために日常生活が制限され、特に障害のある方々には、障害サービス等の制限などで大変ご不便をおかけしました。

令和5年度に計画の最終年度を迎えるにあたり、これまでの事業を評価・点検し、現状や課題、環境の変化、さらに市民アンケート調査を実施し、障がいのある方々がこれからも住み慣れた地域で暮らしていくために、どのような支援が必要とされているかを再検討しました。その結果、引き続き、取組を推進、強化していくことを確認し、「第5次宜野湾市障がい者基本計画」を策定しました。

障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる宜野湾市実現に向けて、引き続き、行政と、障がいのある方々や関係機関、地域住民が、より一層つながりを強め、「チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち」づくりに全力で取り組んでまいります。

障がいをお持ちの当事者の方々はじめ、市民の皆様には、本市の福祉行政へのご理解、ご協力を賜り、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にご協力いただきました宜野湾市地域福祉計画懇話会の委員、同専門委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じてご意見をいただきました市民の皆様や関係団体等の皆様、計画策定ご協力いただいた全ての方々に対し、心から感謝、お礼申し上げます。

令和6年3月

宜野湾市長 松川 正則

目次

ごあいさつ

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景・趣旨	1
2. 計画の対象	1
3. 障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画の期間	4

第2章 総論 ～計画の基本的な考え方

1. 基本理念及びめざす姿	7
2. 計画の基本的視点	8
(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援	8
(2) 当事者本位の総合的な支援	8
(3) 障がい特性等に配慮した支援	8
(4) アクセシビリティの向上	8
(5) 総合的かつ計画的な取組の推進	9
3. 基本方針	9
(1) 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち	9
(2) 障がい者の自立支援に取り組むまち	9
(3) チュイシージーの地域づくりを進めるまち	10
4. 施策体系	11

第3章 各論 ～障がい者施策の展開

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち	15
(1) 相談支援の充実	15
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	16
(3) 差別の解消及び権利擁護の推進	19
(4) 社会参加のための環境づくり推進	21
(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実	23
2. 障がい者(児)の自立支援に取り組むまち	26
(1) 障がい児支援の充実	26
(2) 生活支援の充実	30
(3) 就労及び自主活動支援の充実	35
3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち	38
(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進	38
(2) 防災・消費者被害対策の推進	39

第4章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備	43
2. 地域及び関係機関等との連携強化	43
3. 人材の確保推進	43
4. 計画の点検・評価	44

資料編

資料1 統計データからみる障がい者の概況	45
資料2 第4次計画の取組の状況と課題の把握	64
資料3 第5次宜野湾市障がい者基本計画・宜野湾市第7期障がい福祉計画及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画策定経緯	88
資料4 宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則	90
資料5 宜野湾市地域福祉計画懇話会 委員名簿	92
資料6 宜野湾市地域福祉計画懇話会 専門委員会名簿	93
資料7 宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱	94
資料8 宜野湾市地域福祉計画検討委員会 委員名簿	96
資料9 宜野湾市地域福祉計画検討委員会 作業班名簿	97

第1章 計画策定の基本事項

1. 計画策定の背景・趣旨

我が国では、「地域共生社会の実現」を目指し、年齢・性別・国籍・宗教等で差別することなく、地域住民がともに支え合い、認め合って暮らしていく社会づくりを推進しています。障がい者の分野においては、ノーマライゼーション¹⁾の理念のもと、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がいのある人が自ら望む自分らしい生活を送るために、自立と社会参加を推進する取組が進められています。

本市においては、平成30年3月に「第4次宜野湾市障がい者基本計画」を策定し、総合的な障がい者施策を展開するとともに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく、「第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画」を令和3年3月策定し、サービス提供量の確保や成果目標の達成に向けて取り組んでおり、特に近年は、障がい児施策について、児童の発達支援や医療的ケア児の実態把握・支援対策について、関係機関とも連携しながら進めてきています。また、教育の分野ではインクルーシブ教育²⁾を推進していますが、地域社会においても、地域共生社会の実現に向けて、全ての人を社会の構成員として包み、支え合い、ともに生きる社会づくりが重要となっています。

本市においてもこの考え方に沿って、障がいのある人も、ない人も分け隔てなく、ともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

こうした背景を踏まえ、本計画はこれまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題や新たな課題の解決に向けて、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として策定するものです。

2. 計画の対象

計画の対象となるのは身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人を対象とします。

1) ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル(正常)な社会であるとの考え方。

2) インクルーシブ教育

障がいのある子どもたちと、それ以外の子どもたちとを隔てなく教育する。

3. 障がい者基本計画と障がい福祉計画・障がい児福祉計画との関係

障がい者基本計画は、障害者基本法の第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」で、当該市町村における障がい者の状況等を踏まえ、当該市町村における障がい者のための施策に関する基本的な計画となります。また、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とすることとしています。国の障害者基本計画(第5次)では下記の11分野の施策を掲げています。

<国の「障害者基本計画」(第5次)の基本施策>

- | | |
|------------------|------------------|
| ①差別の解消、権利擁護、虐待防止 | ⑦自立した生活支援・意思決定支援 |
| ②安全・安心な生活環境 | ⑧教育の振興 |
| ③情報アクセシビリティ・意思疎通 | ⑨雇用・就業、経済的自立の支援 |
| ④防災・防犯 | ⑩文化・芸術、スポーツの振興 |
| ⑤行政における配慮 | ⑪国際社会での協力・連携 |
| ⑥保健・医療 | |

障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める「市町村障害福祉計画」で、障害福祉サービス等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策並びに地域生活支援事業の実施に関する事項を定める計画となります。

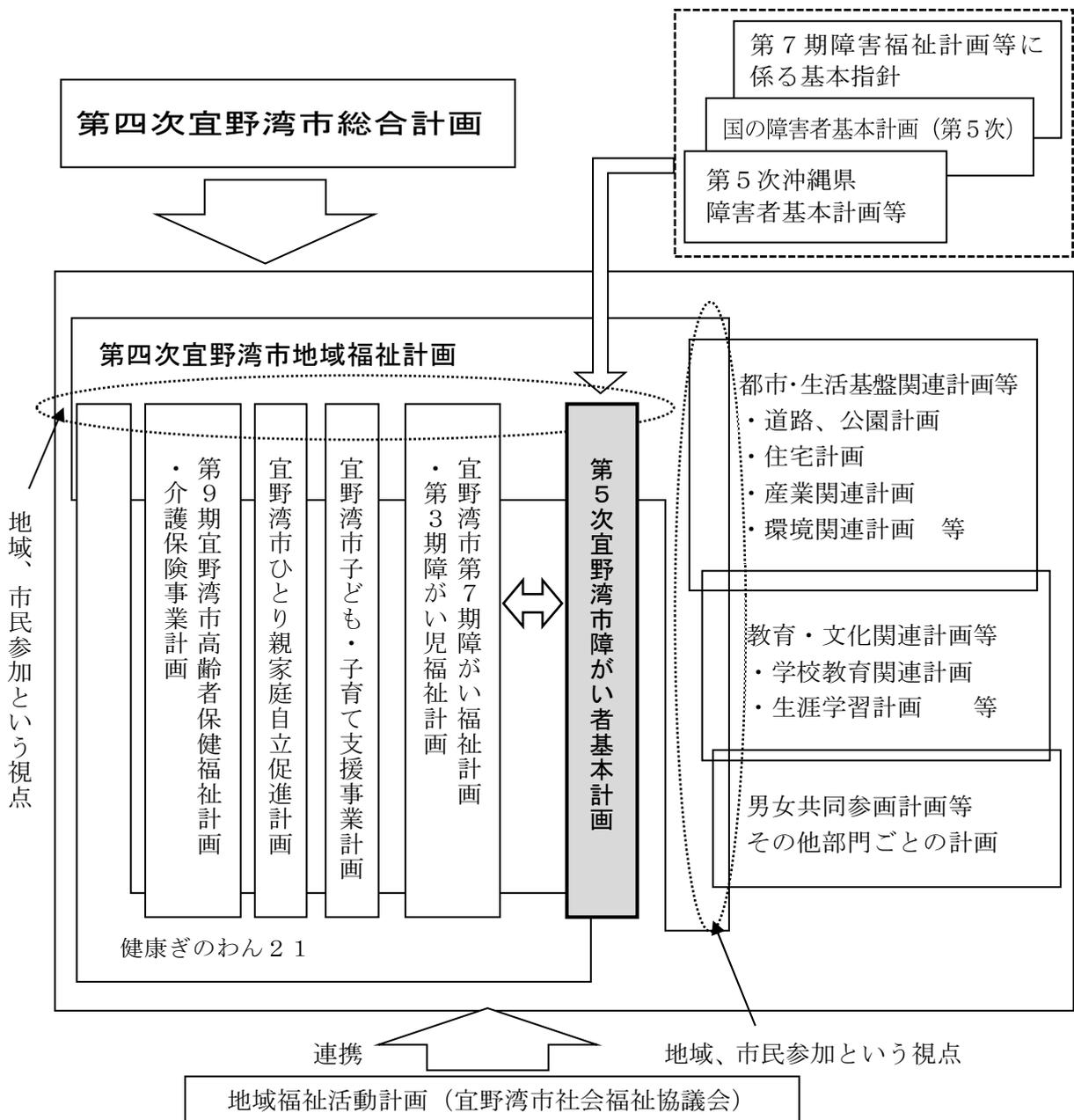
また、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に定める「市町村障害児福祉計画」で、障害児通所支援等の量の見込みの設定及び量の見込みの確保方策、その他障がい児支援の円滑な実施に関する事項を定める計画となります。

両計画とも、「市町村障害者計画」における障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業等の提供に関し、その供給体制の確保を図るもので、具体的な数値目標を掲げた実施計画としての性格を持ちます。

- 障がい福祉計画
 - ・成果目標や障害福祉サービス等の見込み量の設定
 - ・成果目標の達成方策や障害福祉サービス等の確保方策
 - ・地域生活支援事業の見込み量の設定及び実施に関する方策
- 障がい児福祉計画
 - ・成果目標や障害児通所支援等の見込み量の設定
 - ・成果目標の達成方策や障害児通所支援等の確保方策

4. 計画の位置づけ

- 本計画は、第四次宜野湾市総合計画に則するもので、総合計画の基本施策の1つである、「障がい者(児)の福祉の充実」を図るための個別計画と位置づけます。
- 本計画は、福祉分野の横断的な連携を図るための上位計画である第三次宜野湾市地域福祉計画に基づき、住民参加の視点を踏まえた計画とするなど、整合性を図った計画とします。
- 本計画は、市の子ども・子育て支援事業計画や健康ぎのわん21など、関連する他の保健福祉分野の個別計画及びまちづくりや教育等の生活関連分野の個別計画と整合性を図った計画とします。
- 本計画は、第4次宜野湾市地域福祉活動計画(社会福祉協議会)と連携を図った計画とします。
- 本計画は、国の障害者基本計画(第5次)、第5次沖縄県障害者基本計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障がい福祉計画等に係る基本指針を基本とした計画とします。



5. 計画の期間

本計画の期間は、現計画の期間を継承し、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
なお、障がい者施策にかかわる法制度等の動向や社会情勢等の変化を踏まえ、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行います。

<計画期間>

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第5次宜野湾市障がい者基本計画					

第5次障害者基本計画 概要

V 各論の主な内容

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進
- ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進

2. 安全・安心な生活環境の整備

○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

- ・ 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化
- ・ 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進
- ・ 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進
- ・ 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

- ・ 情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実
- ・ 手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣
- ・ 公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実

4. 防災、防犯等の推進

○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・ 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・ 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備
- ・ 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保

5. 行政等における配慮の充実

○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

- ・ 司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保
- ・ 国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供
- ・ 障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保

6. 保健・医療の推進

○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・ 切れ目のない退院後の精神障害者への支援
- ・ 精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築
- ・ 精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

- ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保
- ・ 障害のあるこどもに対する支援の充実

8. 教育の振興

○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

- ・ 自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及
- ・ 病気療養児へのICTを活用した学習機会の確保の促進
- ・ 教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

○総合的な就労支援

- ・ 地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援
- ・ 雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用
- ・ 農業分野での障害者の就労支援(農福連携)の推進

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

- ・ 障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり
- ・ 障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり
- ・ 日本国際博覧会(大阪・関西万博)の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり

11. 国際社会での協力・連携の推進

○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・ 障害者分野における国際協力への積極的な取組
- ・ 障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

第2章 総論 ～計画の基本的な考え方

1. 基本理念及びめざす姿

基本理念1：差別のない平等な社会づくり

障がいのある人も無い人も同じ社会の一員として地域の中で安心して暮らし、自由に活動できるよう、差別のない平等なまちづくり・社会づくりをめざします。

基本理念2：自己選択・自己決定による自立の尊重

誰でも皆、生きがいを持ち、自分らしく生きることを望んでいます。障がい者自ら自立生活への道を切り開いてきた活動を通し、自立生活への期待・気運が着実に高まっています。障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの自己選択・自己決定を尊重する社会をめざします。

基本理念3：人と人がつながるやさしい宜野湾市の実現

障がい者やその家族が地域でいきいきと暮らしていくためにも、支え合いの輪を広げ、一人ひとりを大切にする地域社会づくりに努めることが大切です。様々な地域人材・地域資源を活かした「地域の中での支え合いのしくみづくり(チュイシージーネットワークの構築)」を中心に、思いやりのある地域社会を実現します。

<めざす姿>

チュイシージーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

※チュイシージーとは：チュイ「一人」、シージーは「支え合い」を意味しており、見返りを求めず、自分の能力の範囲で思いやりを持って支えることを表した沖縄の方言です。

「めざす姿」は、宜野湾市民が大切にしてきた“思いやりを持って他者を支える心”を育む中で、障がいの有無に関わらず誰もが自分らしく生活でき、差別がなく平等で安心して暮らせる社会を表現しています。

2. 計画の基本的視点

国の「障害者基本計画(第5次)」及び「第5次沖縄県障害者基本計画」において示された、各分野・施策に共通する横断的な視点について、国・県との調和を図るため、本計画の策定並びに実施にあたっては、次の視点を基本とします。

(1) 障がい者の自己決定の尊重及び意思決定の支援

障がい者の自立や社会参加は、障がい者自らが決定することを尊重し、そのための必要な支援が受けられる地域づくりを進めるために、障がい者施策の策定及び実施にあたっては、障がい者及び障がい者の家族等の関係者の意見を聴き、その意見を尊重します。

また、障がい者本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、意思疎通のための手段を選択する機会の提供を進めます。

(2) 当事者本位の総合的な支援

障がい者がすべてのライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がい者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障がい者の支援は障がい者が直面するその時々々の困難の解消だけに着目するのではなく、障がい者の意思に基づいて、自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることに留意します。

(3) 障がい特性等に配慮した支援

障がい者施策は、性別、年齢、障がいの状態、生活の実態等に応じた障がい者の個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう等について、住民の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を進めます。さらに、県やその他の関係機関、団体、事業所等との連携・適切な役割分担の下、地域の実情に即した支援を行います。

(4) アクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、誰もが能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにするため、ソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリーを推進し、アクセシビリティ¹⁾の向上を図ります。特に、障がいを理由とする差別の解消に向けた取組を積極的に推進します。

1) アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

(5) 総合的かつ計画的な取組の推進

障がい者が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、関係機関等との適切な連携と役割分担の下で、障がい者施策の推進を図ります。また、効果的かつ効率的に施策を推進する観点から、高齢者施策、子ども・子育て施策、健康づくり施策等障がい者施策に関係する他の施策・計画等との整合性を確保し、総合的な施策の展開を図ります。

3. 基本方針

先の基本理念・めざす姿を受け、以下に3つの基本方針を定めます。

(1) 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

障がいは誰にでも起こりうるものであり、障がいがあっても安心して暮らせる社会は、全ての市民が安心して暮らせる社会となります。そのため、障がい者やその家族の希望する生活の実現や世帯が抱える「複雑化・複合化」する困りごとに対して包括的な相談支援を行う体制の充実を図るとともに、必要な情報を得やすくすることや意思疎通のための支援の充実を図ります。

また、障害者差別解消法に基づき、障がい者への差別をなくすための法の主旨や合理的配慮¹⁾の提供についての普及啓発、障がい者の権利擁護のための体制の充実を図るほか、誰もが円滑に利用できる生活環境を整えていくとともに、障がい者の外出や移動のための支援を行います。

さらに、心身の健康を保つことは誰にとっても望ましいことであり、健やかな暮らしを支えます。そのため、乳幼児の障がいや発達の遅れなどを早期に発見し、健やかな発育を支援します。また、障がいの要因となる生活習慣病等の予防や重症化の防止及び市民への健康づくりの普及啓発に取り組みます。

精神の疾患についても、地域への理解啓発を行うほか、精神障がい者の地域生活や社会復帰に向けた支援を進めます。

(2) 障がい者の自立支援に取り組むまち

障がいがあっても、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいや心身の発達に特別な配慮を要する児童^{*}一人ひとりの特性やニーズを踏まえた、適切な発達支援や保育・教育環境を整え、自立に向けた支援を行います。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業並びに児童福祉法に基づく障がい児を支援するサービス等の充実に取り組みます。さらに、住環境の整備や経済的な負担の軽減、就労支援及び障がい者の自主活動を支援していきます。

※第4次障がい者基本計画では、「発達が気になる子」と表記していましたが、本計画では「心身の発達に特別な配慮を要する児童」と表記しています。

1) 合理的配慮

障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のこと。

(3) チュイシージーの地域づくりを進めるまち

障がいのある人もない人も共に暮らせる共生社会の実現に向けて、障がいや障がい者への地域理解を深めるとともに、地域における支え合い活動の推進を図ります。

また、障がい者が安心して暮らせるよう、地域と連携した災害時における避難支援体制の構築や消費者被害の防止に向けた取組を行います。

4. 施策体系

施策の全体像は以下のようになっています。

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

- 1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

- 1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発
- 2) 権利擁護・虐待防止の推進

(4) 社会参加のための環境づくり推進

- 1) バリアフリーの推進
- 2) 外出・移動支援の推進

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

- 1) 情報提供の充実
- 2) 意思疎通支援の充実

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

- 1) 妊婦並びに乳幼児等の健康づくり推進
- 2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進
- 3) 精神保健福祉の推進

基本理念1
差別のない平等な
社会づくり

〈めざす姿〉

チュイシーの心で支え合い、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

基本理念2
自己選択・自己決定
による自立の尊重

基本理念3
人と人がつながる
やさしい宜野湾市の実現

2. 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 障がい児支援の充実

- 1) 療育・保育体制の充実
- 2) 特別支援教育の充実
(インクルーシブ教育システムの推進)

(2) 生活支援の充実

- 1) 住まいの整備・確保等推進
- 2) 障害福祉サービス等の充実
- 3) 障がい児支援の充実
- 4) 生活安定のための支援の推進
- 5) その他生活支援の推進

(3) 就労及び自主活動支援の充実

- 1) 就労支援の推進
- 2) 学習・余暇活動の推進
(自主活動の推進)

3. チュイシーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進

- 1) 障がい及び障がい者理解の促進
- 2) 支え合えるまちづくりの推進

(2) 防災・消費者被害対策の推進

- 1) 防災対策の推進
- 2) 消費者被害保護対策の推進

基本方針		1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち			
基本施策	個別施策	事業名	頁		
(1) 相談支援の充実	1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進	①相談支援体制の充実・資質向上	15		
		②自立支援協議会・専門部会の活性化推進	15		
		③相談窓口の周知・広報	16		
		④プライバシーに配慮した安心・安全な相談支援環境の整備（新規）	16		
(2) 情報提供・意思疎通支援の充実	1) 情報提供の充実	①広報手段を活用した情報提供の推進	16		
		②ウェブアクセシビリティの向上	16		
		③点訳・音訳サービスの推進	17		
		④難病患者へのサービス等周知の推進	17		
		⑤障害福祉サービス等の情報公表の推進	17		
		⑥障がい者(児)の手続きの簡素化	17		
	2) 意思疎通支援の充実	①意思疎通支援事業の推進	17		
		②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進	18		
		③手話の普及に関する取組の推進	18		
		④情報・意思疎通支援用具の給付	18		
(3) 差別の解消及び権利擁護の推進	1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発	①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底	19		
		②障害を理由とする差別の解消	19		
		③障害の理解、差別の解消・普及啓発推進	19		
		④選挙における配慮の推進	19		
	2) 権利擁護・虐待防止の推進	①成年後見制度の周知と利用促進体制の構築	20		
		②日常生活自立支援事業の充実	20		
		③障がい者虐待の防止に向けた関係機関等の連携	20		
		④虐待に関する広報啓発の推進	20		
		(4) 社会参加のための環境づくり推進	1) バリアフリーの推進	①公共施設のバリアフリーの推進	21
				②わかりやすい案内表示の整備推進	21
③ユニバーサルデザインの普及啓発	21				
2) 外出・移動支援の推進	①外出時の同行支援の推進		22		
	②重度身体障害者移動支援の推進		22		
	③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進		22		
(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実	1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進	①妊産婦への保健指導の推進	23		
		②未熟児訪問指導の推進	23		
		③乳幼児健康診査の推進	23		
		④発達相談の推進	24		
	2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進	①健康診査受診率向上対策の推進	24		
		②保健指導の推進	24		
		③生活習慣病の重症化防止の推進	24		
	3) 精神保健福祉の推進	①精神疾患への理解啓発の充実	25		
		②日中活動支援の推進	25		
③精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築		25			

基本方針	2. 障がい者(児)の自立支援に取り組むまち		
基本施策	個別施策	事業名	頁
(1) 障がい児支援の充実	1) 療育・保育体制の充実	①健診事後教室の推進(3歳頃)	26
		②3歳以上の療育の場の確保	26
		③療育連携体制の充実	27
		④ペアレントトレーニング講座の開催	27
		⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進	27
		⑥特別支援保育の充実	27
		⑦療育に関する保護者理解の促進	28
	2) 特別支援教育の充実 (インクルーシブ教育システムの推進)	①幼稚園における特別支援教育の充実	28
		②教育支援の推進	28
		③学校における特別支援教育の充実	29
		④教育相談・進路相談・職場体験の充実	29
		⑤放課後子ども教室の推進	29
		⑥放課後児童クラブの推進	29
		⑦障がいへの理解を深める教育の推進	30
⑧障がい児や配慮を要する子への支援充実	30		
(2) 生活支援の充実	1) 住まいの整備・確保等 推進	①障がい者の入居への配慮	30
		②居住系サービスの整備推進	30
		③重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進	31
		④住宅入居等支援事業の実施	31
	2) 障害福祉サービス等 の充実	①訪問系サービスの充実	31
		②日中活動系サービスの充実	31
		③居宅系サービスの充実	31
		④地域移行・定着支援の推進	32
		⑤サービスの質的向上の促進	32
		⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進一 再掲	32
		⑦地域生活支援拠点等の整備	32
	3) 障がい児支援の充実	①障害児通所支援の充実	33
		②児童発達支援センターの設置と支援体制 の充実	33
		③主に重症心身障がい児を支援する事業所 の確保推進	33
		④医療的ケア児支援の充実	33
	4) 生活安定のための支 援の推進	①自立支援医療の推進	34
		②補装具費の支給推進	34
		③日常生活用具給付等事業の推進	34
		④手当の支給推進	34
		⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進	34
		⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の 推進	34
	5) その他生活支援の推進	①地域活動支援センター事業の充実	35
		②日中一時支援事業の推進	35
③身体障害者福祉電話設置事業		35	

(3) 就労及び自主活動支援の充実	1) 就労支援の推進	①一般就労移行支援、就労継続支援サービスの充実	35
		②障害者優先調達推進	36
		③市の障がい者法定雇用率の維持	36
		④就労に関する情報提供等の推進	36
		⑤一般雇用の促進	36
	2) 学習・余暇活動の推進 (自主活動の推進)	①スポーツ・レクリエーション活動の推進	36
		②学習・文化・芸術活動等の推進	37
		③図書館利用の推進	37
		④障がい者福祉団体の活動支援	37
		⑤障害者就労支援推進事業の充実	37
		⑥親子交流機会の創出支援	37

基本方針	3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち
------	------------------------

基本施策	個別施策	事業名	頁
(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進	1) 障がい及び障がい者理解の促進	①広報活動による理解促進	38
		②地域・市内各種団体への理解促進	38
		③交流活動による地域理解の促進	38
		④共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発	38
	2) 支え合えるまちづくりの推進	①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進	39
		②地域支え合い活動委員会及び地域福祉コーディネーターと地域との連携推進	39
③市民だれもが自由に参加できる環境づくりの推進		39	
(2) 防災・消費者被害対策の推進	1) 防災対策の推進	①防災に関する知識の普及啓発	39
		②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実	40
		③障がい者の参加する防災訓練の実施	40
		④障がい者に対応した避難所の整備推進	40
		⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及	40
		⑥自主防災組織の障がい者等支援に対する取組	41
	2) 消費者被害保護対策の推進	①消費者被害・トラブル防止に向けた情報発信	41
		②消費者被害防止の啓発の推進	41
		③消費者被害・トラブルに対する相談支援の推進	41

第3章 各論 ～障がい者施策の展開

1. 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

障がい者やその家族からの相談について、障害に関する相談への対応のほか、「複雑化・複合化」した世帯の困りごとと丸ごと受け止めて対応する包括的相談支援を行います。また、専門職員の配置や研修会等を開催するなどにより、相談支援の質的向上を図るとともに、障がい者等の潜在的なニーズ把握に取り組みます。

1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

①相談支援体制の充実・資質向上

取組内容	主管課
<p>令和4年度に設置した基幹相談支援センターを中核としながら、委託相談支援事業所と連携し、総合的・専門的な相談支援の充実を図ります。</p> <p>相談件数の増加に対応していけるよう、専門職の相談支援員の配置を継続するとともに、相談支援員の新たな確保に努め、相談体制の強化を図ります。</p> <p>基幹相談支援センターの機能強化を行うとともに、委託相談支援事業所の相談員の資質向上を図るように努めます。</p> <p>相談支援の基本である相談者の話を親身になって聞くことや、相談支援の専門性を高めるために、研修会への参加促進や勉強会等の機会を持ちます。</p> <p>委託相談支援事業所間の情報共有機会や、計画相談員連絡会等の場を活用し各支援員の専門性を高めていく取組を推進します。</p> <p>障がい者等が、住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、複雑化・複合化した課題を抱える世帯については、各分野の相談支援機関につなぎ、包括的な支援体制を構築し、協働により課題解決のための支援を行います</p> <p>生産性向上の観点から、書類の簡素化や業務の見直し等により相談員の負担軽減を図り、効率的・効果的な相談業務を推進します。</p>	障がい福祉課

②自立支援協議会・専門部会の活性化推進

取組内容	主管課
<p>自立支援協議会においては、定期的な開催による関係機関等の課題の共有化及び連携の緊密化を図り、障がいのある人が暮らしやすい地域づくりを推進します。</p> <p>各専門部会については、定期的を開催していくとともに、部会ごとの課題把握と解決に向けた検討を一層充実するように図ります。</p>	障がい福祉課

③相談窓口の周知・広報

取組内容	主管課
障がい者等のための相談窓口の周知・広報を一層充実させるため、市報や市の公式ホームページ、SNS及びパンフレット等を活用した相談支援の窓口について周知を行うなど、様々な媒体での周知を図ります。	障がい福祉課

④プライバシーに配慮した安心・安全な相談支援環境の整備

取組内容	主管課
すべての障がい者のプライバシーに配慮した、安心した環境の下で相談できる環境の整備に努めます。個別の事情に応じた相談室の確保に努めます。	障がい福祉課 関係課

(2) 情報提供・意思疎通支援の充実

障がい者の日常生活及び社会生活の自立を図る上では、必要な情報が入手できることや意思疎通が図れることが基本となります。そのため、情報の入手やコミュニケーションが困難な障がい者への情報提供や意思疎通支援の充実に取り組めます。

1) 情報提供の充実

①広報手段を活用した情報提供の推進

取組内容	主管課
障がい福祉に関する情報を、市報や市のホームページ・SNS及びパンフレット等の様々な媒体を用いて、継続的に情報発信します。 情報発信においては、サービスや制度についての情報のほか、障がいの理解・知識の普及など、地域共生社会の実現に向けての情報発信も行います。	障がい福祉課 秘書広報課

②ウェブアクセシビリティの向上

取組内容	主管課
ホームページによる情報提供にあたっては、障がい者が情報を取得しやすいよう、ウェブアクセシビリティのガイドラインに沿った作成を行い、公開前にアクセシビリティチェック機能による確認を行った上で、情報発信します。また、既存のページでガイドラインに沿っていないページについては、必要な更新等を行います。	全 課

③点訳・音訳サービスの推進

取組内容	主管課
視覚障がい者が情報入手しやすいように、市報・社協だより等の点訳サービス、音訳サービスを継続して行います。また、利用者の増を図るために、サービスの周知方法を工夫するなど、ニーズの掘り起こしに取り組みます。	障がい福祉課

④難病患者へのサービス等周知の推進

取組内容	主管課
難病に関する相談窓口の案内や、難病患者が利用できる福祉サービス等について市報や市の公式ホームページ・SNS及びパンフレット等の様々な媒体を用いて周知を図ります。	障がい福祉課

⑤障害福祉サービス等の情報公表の推進

取組内容	主管課
サービス事業者の情報公表を促進し、サービスを利用する側が、事業者の状況やサービス提供内容などを把握し、事業者選択の参考とするほか、公表することによる事業所側の質の向上を図ります。	障がい福祉課

⑥障がい者(児)の手続きの簡素化

取組内容	主管課
障がい者(児)のさまざまな手続きについて、関係部署などと連携し、デジタル技術を活用した事務の簡素化に取り組み、障がい者の負担軽減を図ります。	障がい福祉課

2) 意思疎通支援の充実

①意思疎通支援事業の推進

取組内容	主管課
聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通に支障がある人を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の配置・派遣を行う意思疎通支援事業を継続して実施します。 要約筆記者の派遣は、中途失聴者、難聴の方にも有効であることから、利用ニーズの掘り起こしを行い、利用促進を図ります。	障がい福祉課

②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進

取組内容	主管課
<p>手話奉仕員を養成するために、手話奉仕員養成講座を継続開催するとともに、派遣手話通訳者の確保に向けて、県が実施する手話通訳者養成講座につなげるためのステップアップ講座を継続します。</p> <p>また、視覚障害により日常生活上意思疎通が困難な方への支援を行うために、点訳奉仕員を養成する点字講習会や、音訳ボランティアの養成講座を継続します。</p>	障がい福祉課

③手話の普及に関する取組の推進

取組内容	主管課
<p>沖縄県手話言語条例に基づき、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会づくりを進めるため、各種イベント・講演への手話通訳者を派遣するなど、手話を使用しやすい環境づくりに努め、手話に対する理解促進及び手話の普及に関する取組を推進します。</p>	障がい福祉課

④情報・意思疎通支援用具の給付

取組内容	主管課
<p>障がい者の情報収集・伝達、意思疎通を支援するために、日常生活用具等給付事業による情報・意思疎通支援用具の視覚障がい者用ポータブルレコーダー、聴覚障がい者用通信装置、人工喉頭などの給付を行います。</p>	障がい福祉課

⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進

取組内容	主管課
<p>身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある18歳未満の児童の聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を図るために、補聴器の購入費・修理費の一部助成を継続します。</p>	障がい福祉課

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

障がいのある人もない人も共に暮らせる社会を目指すには、日常生活や社会生活において障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要となります。このため、障害者差別解消法の趣旨や合理的配慮の普及啓発に取り組み、障がい者も含めた一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に差別解消に取り組むことを促していきます。

また、障がい者の権利が守られ、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていけるよう、障がい者やその家族等への権利擁護のための制度や事業の周知及び制度等の適切な利用を支援します。さらに、障がい者等への虐待の防止に向けて地域への広報啓発を行うとともに、関係機関等と連携した虐待防止の体制整備を進めます。

1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底

取組内容	主管課
市の事務・事業の実施に当たっては、『宜野湾市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領』に基づき、障がい者への理解促進のため、全職員への研修等を行い、障がい者と共生する環境の整備を図ります。障がいを理由とする差別解消や合理的配慮についての職員対応の徹底を図ります。	人事課 障がい福祉課

②障害を理由とする差別の解消

取組内容	主管課
障害者差別解消法やその基本指針等に基づき、障害を理由とする不当な差別的扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮の提供等、障害を理由とする差別の解消に向けて着実な取組が進むよう、ホームページ、SNS、パンフレット配布などによる普及啓発を図ります。 また、障害者差別解消に向け、効果的な周知・発信の在り方など普及啓発等の取組みについて協議する場を設置していきます。	障がい福祉課

③障害の理解、差別の解消・普及啓発推進

取組内容	主管課
障がいへの理解と障がいへの差別解消や合理的配慮に関する周知・啓発のため、障がい者差別解消法の趣旨について、市報やホームページ、ポスターの掲示、パンフレットの配布、説明会やシンポジウム等の様々な機会を用い、普及啓発を行います。	障がい福祉課

④選挙における配慮の推進

取組内容	主管課
障がい者の参政権を保障するため、障がい者が投票に参加しやすいよう、投票所のバリアフリーや車いすの配備、介助員の配置等必要な配慮を継続します。また、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会を確保するため、郵便等による不在投票の実施及びその他必要な配慮に努めます。 歩行困難な方の車両や介護タクシー等に関しては、他の車両とは区別して最大限、投票所の入口付近まで入れるようにする等の対策を図ります。	選挙管理委員会

2) 権利擁護・虐待防止の推進

①成年後見制度の周知と利用促進体制の構築

取組内容	主管課
<p>知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な障がい者が安心して暮らせるよう成年後見制度の周知・啓発と「成年後見制度利用支援事業」の利用促進に努めます。</p> <p>成年後見制度の利用促進を図るための機関の構築を検討し、機能強化を図るため、中核となる機関や協議の場を設置していきます。</p>	<p>障がい福祉課 福祉総務課 介護長寿課</p>

②日常生活自立支援事業の充実

取組内容	主管課
<p>社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業(判断能力が不十分な高齢者・障がい者等に対して金銭管理や福祉サービス等の利用援助等を行う)について、協力しながら障がい者の権利擁護を推進します。</p> <p>日常生活自立支援事業の新規申請や相談件数の増に対応するために、相談や支援計画を作成する専門員及び日常的な支援を行う生活支援員の人員体制の充実に取り組みます。</p>	<p>福祉総務課 (市社会福祉協議会)</p>

③障がい者虐待の防止に向けた関係機関等の連携

取組内容	主管課
<p>障がい者への虐待対応の機能強化を図るため、障がい者虐待防止センターが、計画相談支援事業所、自立支援協議会及び各専門部会、地域の民生委員、児童委員、自治会など地域の支援者らと連携するとともに、虐待防止に関する研修等を実施します。</p> <p>障がい者虐待の予防や早期発見のために、迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備に取り組みます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

④虐待に関する広報啓発の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるために、障がい者や家族を含めた地域への虐待に関する知識の普及啓発を図ります。また、虐待に関する相談窓口や市民の通告義務等について周知を図ります。</p> <p>宜野湾市地域自立支援協議会や専門部会等で、虐待事例の検討会等を通して支援者の虐待に関する知識獲得を目指します。そこから各分野との連携や地域での勉強会の在り方等検討していきます。</p>	<p>障がい福祉課</p>

(4) 社会参加のための環境づくり推進

障がい者等が安心して外出することができ、自立と社会参加が促進されるよう、公共施設の段差解消等物理的な障壁の除去、わかりやすい案内表示の整備等を推進するとともに、障がい者にとって住みよい生活環境は誰にとっても快適に暮らせる基盤となることから、ユニバーサルデザイン¹⁾の普及啓発を進めます。また、障がい者の外出や移動に対する支援を提供し、行動圏を広げていきます。

1) バリアフリーの推進

①公共施設のバリアフリーの推進

取組内容	主管課
<p>新たに整備する道路や歩道、公園、公共建築物等について、引き続きバリアフリーに関する法律や「沖縄県福祉のまちづくり条例」、その他関係法令等に基づく設置基準に従って、障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進します。</p> <p>既存の公共施設のバリアフリーについては、点検や障がい者等からの要請を踏まえて、必要な改善に取り組みます。</p> <p>身体障がい者専用駐車場の「ちゅらパーキング利用証制度²⁾」の周知広報を行い、障害者等用駐車区域の適正利用の促進に努めます。</p>	総務課 建築課 道路整備課 都市計画課 障がい福祉課

②わかりやすい案内表示の整備推進

取組内容	主管課
<p>障がい者が必要な情報を広い空間の中から読みとることができるよう、多様な障がいの特性を踏まえて、公共施設等の案内表示について、その位置や高さ、向き、標記のデザイン等の検証を行い、障がい者にわかりやすい案内表示となるよう必要な整備を進めます。</p>	障がい福祉課 総務課

③ユニバーサルデザインの普及啓発

取組内容	主管課
<p>障がい者をはじめ多くの住民にとって、より快適な生活環境を整えるために、はじめからあらゆる方法で障壁を生み出させないようにデザインすることも大切であり、その観点からユニバーサルデザインの考え方について、庁内及び地域への普及啓発を図ります。</p>	障がい福祉課

1) ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、人種等の違いを超えて、誰もが利用しやすいよう、あらかじめ配慮して、まちづくりや建物、製品等のデザインをしていこうという考え方。

2) ちゅらパーキング利用証制度

公共施設や商業施設、病院、店舗などに設置されている障害者等用駐車区画を適正に利用いただくために、障害のある人、高齢者、妊産婦などのうち、歩行が困難な方、移動に際に配慮が必要な方に、共通の「利用証」を交付し、ちゅらパーキングの表示がある駐車区画に優先的に駐車できる制度です。

2) 外出・移動支援の推進

①外出時の同行支援の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者の外出において、視覚障がい者の外出を支援するための同行援護、自己判断力が制限されている障がい者の危険を回避するための支援を行う行動援護及び重度訪問介護といった、障害福祉サービスの提供を継続します。</p> <p>屋外での移動が困難な者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業を継続する。</p>	障がい福祉課

②重度身体障害者移動支援の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者の外出において、視覚障がい者の外出を支援するための同行援護、自己判断力が制限されている障がい者の危険を回避するための支援を行う行動援護及び重度訪問介護といった、障害福祉サービスの提供を継続します。</p> <p>屋外での移動が困難な者について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する事業を継続する。</p>	障がい福祉課
<p>車いすを必要とする重度身体障がい者の社会参加の促進を図り、生活圏を拡大するため、外出時の移動支援としてリフト付き車両の貸し出しを行います。また、運転ボランティアの確保に努め、ニーズに対応した提供体制を図ります。</p>	障がい福祉課

③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者の社会活動への参加を促進するために、自動車運転免許の取得や自動車の改造にかかる費用の一部助成を継続します。また、自動車改造費助成の対象となる障害の種別や程度の範囲拡大について検討します。</p>	障がい福祉課

(5) 障がいの早期発見・早期支援の充実

妊産婦の健康管理を通して、出産後の乳幼児の健やかな発育を助長するとともに、乳幼児の疾病や障がい並びに心身の発達に特別な配慮を要する児童を早期に把握し、早期の支援を行うために、関係機関と連携した妊産婦並びに乳幼児の健康診査や保健相談、発達相談、予防接種等の推進を図り、安心・安全な出産や乳幼児の健やかな発育を支援します。

生活習慣病により重大な疾病や障がいを負うことがないように、特定健康診査の受診率の向上を図るとともに、健診結果に基づき住民一人ひとりが自らの健康状態を自覚し、必要な生活習慣の改善や医療を受けるよう、啓発・指導を強化するなど保健事業の充実を図り、疾病や障がいの予防・重度化防止に取り組みます。

精神疾患に対する早期の適切な相談支援、医療受診等につながるよう、精神疾患に関する地域への理解啓発を進めます。また、保健・福祉・医療等の関係機関と緊密な連携を図り、当事者の日常生活の安定及び社会復帰を目指して、日中等活動の場の提供等地域生活を支援するほか、精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進

①妊産婦への保健指導の推進

取組内容	主管課
安心・安全な出産が迎えられるよう、妊娠届出時に全数専門職による面接を行い、母体の健康管理について相談支援を実施します。また、若年妊婦及びその他気になる妊婦については、保健師による継続した相談・助言等を行います。	健康増進課
障がい福祉サービスの利用等支援を必要な妊婦については、関係課と連携して各種手続き等のサポートを行います。	障がい福祉課

②未熟児訪問指導の推進

取組内容	主管課
未熟児について、疾病や障がい等の早期発見に努めるとともに、発育発達、栄養、生活環境等について必要な保健相談・助言等を行うために、保健師による訪問や電話相談等の支援を継続実施します。	健康増進課

③乳幼児健康診査の推進

取組内容	主管課
乳幼児の心身の状態や生活実態を把握し、乳幼児の健康の維持・向上のために必要な支援につながるよう、乳幼児健康診査を継続します。また、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るために、未受診児の保護者への再通知や電話、訪問等及び保育所等との連携などにより受診勧奨を強化します。	健康増進課

④発達相談の推進

取組内容	主管課
<p>発達の遅れや発達が気になる子について、幼児健診での機会や個別での発達相談を実施し、子どもの発達段階や特徴に合わせた関りについて相談・助言を実施します。療育や医療受診が必要なケースについては、適切なサービスや専門機関につながるよう、養育者に対して情報の提供並びに相談・助言等を行います。発達相談後も適切な支援につながるように、保健師と心理士による継続した支援に努めます。</p>	健康増進課

2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進

①健康診査受診率向上対策の推進

取組内容	主管課
<p>若い世代の受診率向上のため、35歳や39歳に多様な受診勧奨を行い、健診、がん検診受診の啓発を継続して実施します。</p> <p>受診率が特に低い40代～50代へSNSを活用した受診勧奨を強化するとともに、高齢者や通院者に対し、かかりつけ医など医療機関への受診案内を行います。</p>	健康増進課

②保健指導の推進

取組内容	主管課
<p>成人の保健指導については、保健指導の受け入れについて理解が進むよう、地域や関係機関等との連携を図ります。</p> <p>特定健診の結果から、生活習慣病発症リスクの高い者に対する保健指導や医療受診勧奨を電話、訪問、手紙等で実施します。また、保健指導利用者に対する二次健診受診を実施し、二次健診結果を用いた保健指導につなげます。</p> <p>生活習慣病発症及び重症化予防に向け、指導率が維持・向上できるよう、体制強化や指導方法及び事業の見直しなどの工夫や検討を行う。</p>	健康増進課

③生活習慣病の重症化防止の推進

取組内容	主管課
<p>血糖値のコントロール不良、高血圧、高脂血症などが重症化し、脳血管疾患、虚血性心疾患、腎疾患などの重篤な疾患に至るリスクの高い者(医療未受診者や医療中断者を含む)に対し、その予防に向けて、医療受診の勧奨、受療に関する情報提供及び保健指導の強化を、通常の保健指導とは別枠で行います。</p> <p>特定健診結果に基づき、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者、糖尿病で通院中の者等の重症化リスクが高い者に対し、個別支援を行います。</p> <p>病診連携体制整備(糖尿病性腎臓病・CKD対策推進事業)の構築に向け、取り組めます。</p>	健康増進課

3) 精神保健福祉の推進

①精神疾患への理解啓発の充実

取組内容	主管課
精神疾患の理解促進のため、市報や市の公式ホームページ・SNS及びパンフレット等、様々な媒体を活用し、精神疾患についての正しい知識の普及と理解啓発を行います。	障がい福祉課

②日中活動支援の推進

取組内容	主管課
精神障がい者が自宅に引きこもることなく、生活リズムを改善し社会参加の意欲が高まるよう、地域活動支援センターでの地域社会との交流の促進、障害福祉サービスの日中活動系サービス利用、その他のサービスによる生産活動や社会参加などの機会提供を図ります。 また、自治会や民生委員・児童委員など地域の支援者らと連携して、地域住民への障がい福祉の普及啓発の取組や地域住民ボランティア育成に努めます。	障がい福祉課

③精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

取組内容	主管課
精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療・福祉・介護・住まい・就労等地域での助け合いや普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム ¹⁾ 」の構築を推進します。 このため、保健・福祉・医療関係者による協議の場の設置を行います。	障がい福祉課

1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合いが包括的に確保されたシステムのこと。

2. 障がい者(児)の自立支援に取り組むまち

(1) 障がい児支援の充実

障がいや心身の発達に特別な配慮を要する児童を早期の療育により身辺自立・集団適応等を図ることは、その後の発達と自立において極めて重要であることから、児童発達支援センターの整備を推進するとともに、市の療育¹⁾体制や障がい児保育の充実を図ります。また、障がい児通所支援サービスの充実による療育や発達支援及び生活支援の充実を図ります。

心身の発達に特別な配慮を要する児童については、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導や支援を行う特別支援教育の充実を図ります。また、特別支援教育においては障がいのある幼児児童生徒が障がいを理由に差別されることなく、障がいのある子とない子が共に学ぶことのできるインクルーシブ教育システム²⁾の構築を図ります。

さらに、放課後における健全育成の場の受け入れの拡充を進めます。

1) 療育・保育体制の充実

①健診事後教室の推進（3歳頃）

取組内容	主管課
乳幼児健康診査等で把握された発達や養育上の不安があるお子さんと養育者の方に対して、健診事後教室(のびっこ親子教室)を実施し、遊びを通じた関わりの中で生活や保育の方法を考え、発達の経過を観察し、育児不安の軽減を図ります。教室終了後も、個別の発達相談や療育機関等への案内を通じて、適切な支援につながるように保健師や心理士による継続した支援を実施します。	健康増進課

②3歳以上の療育の場の確保

取組内容	主管課
健診事後教室の対象とならない3歳以上の子について、切れ目のない支援を行うための療育の場を確保し、3歳頃の健診事後教室から親子通園の円滑な移行、保護者からの相談等により把握された療育を必要とする子を受け入れる関係機関や専門職等との連携体制の構築に努めます。	障がい福祉課

1) 療育

障がいのある子が、社会的に自立できるように取り組む治療と保育・教育のこと。

2) インクルーシブ教育システム

障がいのある児童生徒が、障がいを理由に差別されることなく、障がいのある子もない子も共に学ぶことのできる仕組みのことで、障がいのある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されることなど、6つの項目が示されています。

③療育連携体制の充実

取組内容	主管課
障がいのある子に対するライフステージごとの療育支援の充実を図るために、保護者をはじめ、保育所、学校、障害児通所支援事業所等関係者への研修会を行うことで、療育に関する知識や理解を深めてもらうとともに、関係機関間の連携・支援体制の構築と充実に取り組みます(理解促進研修・啓発事業により実施)。	障がい福祉課

④ペアレントトレーニング¹⁾ 講座の開催

取組内容	主管課
育児に不安のある養育者が、子どもとのより良いかかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消するなど、楽しく子育てができるよう支援するために、ペアレントトレーニング講座の実施に取り組みます	障がい福祉課

⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進

取組内容	主管課
関係者が成長、心身の発達に特別な配慮を要する児童の情報を共有し、一貫した適切な支援につながるよう、発達の経過や医療機関・療育機関の利用状況等、どのように成長してきたかを記録する新サポートノート「えいぶる」(県が推奨)について、関係機関と連携し保護者への周知強化と活用促進を図ります。	障がい福祉課 指導課

⑥特別支援保育の充実

取組内容	主管課
<p>幼児期の教育・保育施設における特別支援保育を継続実施し、対象となる子に加配の保育士を配置します。また、切れ目のない支援となるよう、関係機関との協議や幼稚園・小学校との連携を強化します。</p> <p>臨床心理士による教育・保育施設等(認可外保育施設を含む)の巡回訪問を継続し、対象となる児(障がいのある子や心身の発達に特別な配慮を要する児童)の保育観察及び保護者や保育士等と面談・相談を行い、児童の成長発達支援についてきめ細かい助言・指導等を行います。</p> <p>巡回の対象となる子の増加に対応するとともに、一人ひとりの状態に応じた的確な指導・助言等を行うために、臨床心理士等の訪問体制の強化に取り組みます。</p> <p>保育士に対し、障がい児の保育に関する研修等を行い、保育士等の資質向上を図ります。</p>	子育て支援課 保育課

1) ペアレントトレーニング

保護者が子どもの行動を冷静に観察して特徴を理解したり、その子の特徴を踏まえた関わり方を学んだりすることで子どもの問題行動を減少させることを目標とするもの。

⑦療育に関する保護者理解の促進

取組内容	主管課
心身の発達に特別な配慮を要する児童が、早期療育により状態の改善を図ることができるよう、関係機関が連携し、保護者の心情に配慮しながら、療育に関する保護者への理解を促し、早期に支援につなぐことができるように努めます。	障がい福祉課

2) 特別支援教育の充実(インクルーシブ教育システムの推進)

①幼稚園^(※)における特別支援教育の充実

取組内容	主管課
<p>支援を要する子に対して支援担任、特別支援教育支援員を配置し、個の特性に応じた支援を行います。また、個別の指導計画を作成し、教職員全体で共通理解・協力体制を図りながら援助や指導を行っていきます。</p> <p>保護者や教職員の障がいに対する理解を深め、相互理解と連携による指導・支援を行うために、関係機関と連携した研修会や講演会等の開催に取り組みます。</p> <p>幼稚園、小学校の連携とともに、保育施設や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、一人ひとりの状況及び支援の方向性を共有する仕組みづくりに努めます。</p>	指導課 子育て支援課

※本市では、R7年度からR10年度にかけてすべての市立幼稚園が認定こども園へ移行する予定です。

※幼稚園が認定こども園に移行されたら主管課は、子育て支援課になります。

②教育支援の推進

取組内容	主管課
<p>障がい懸念される児童について、教育支援委員会を継続開催し、保護者に対する就学相談・教育支援を行います。また、特別な支援を必要とする児童生徒へ適切な教育措置を行うための教育支援委員の質の向上を図ります。</p> <p>家庭保育で教育支援が必要な子について、対応が遅れることがないように、関係機関との連携を深め、早期の情報把握に取り組みます。</p>	指導課

③学校における特別支援教育の充実

取組内容	主管課
<p>障がいのある児童生徒一人ひとりに対して「個別の支援計画」を作成するとともに、特別支援教育支援員と連携した教育的支援・指導を継続して行います。また、通常の学級に在籍する特別な配慮を要する児童生徒についても、「個別の支援計画」が作成できる体制づくりに取り組みます。</p> <p>特別支援教育や発達障がいについて、全ての教職員の理解を深めるために研修の実施・講演会の開催等を進めます。</p> <p>特別支援教育支援員の確保に継続して取り組むとともに、特別支援教育支援員の資質向上を図るために、障がいへの理解を深めるための研修等の充実に取り組みます。</p>	指導課

④教育相談・進路相談・職場体験の充実

取組内容	主管課
<p>卒業後のスムーズな進路移行や就業移行ができるよう、特別支援学校や各学校と連携を図り、教育相談や進路相談の充実に取り組みます。また、職場体験について、生徒の特性に配慮した事業者や関係者との連携対応を図ります。</p>	指導課

⑤放課後子ども教室の推進

取組内容	主管課
<p>障がいの有無に関わりなく全ての児童を対象とした、放課後子ども教室を継続します。</p> <p>教室の実施希望の小学校での実施が実現できるように努めます。</p>	生涯学習課

⑥放課後児童クラブの推進

取組内容	主管課
<p>公立の放課後児童クラブでは障がいのある子の受け入れを継続し、放課後の健全育成を推進します。また、民間の放課後児童クラブについては、障がいのある子を受け入れることへの理解と体制づくりを促すとともに、個々の放課後児童クラブの実情に配慮しながら、障がいのある子の受け入れが可能な施設の拡充を図ります。</p>	こども政策課

⑦障がいへの理解を深める教育の推進

取組内容	主管課
<p>児童・生徒が障がいに関する正しい知識を持ち、障がいのある子もない子も互いに理解し、認め合い、共に活動できる指導を行います。</p> <p>特別支援学校と市内小中学校、学校内での特別支援学級と通常学級の児童・生徒の交流及び共同学習の機会を充実し、インクルーシブ教育の理念の普及、相互理解の深化や共生社会の形成に向けた実践力の育成を進めます。</p> <p>また、全職員へのインクルーシブ教育の理念に基づく実践的な研修を行います。</p>	指導課

⑧障がい児や配慮を要する子への支援充実

取組内容	主管課
<p>障がいの状況等に応じた効果的な支援や学校関係者への専門的支援につながるよう、関係機関と連携した障がい児福祉サービスの提供体制の充実と相談支援体制の強化に努めます。</p>	障がい福祉課

(2) 生活支援の充実

障がい者が希望する生活の実現に向けて、多様な住まい方を支援するとともに、在宅生活を支援するための障害福祉サービス等が適切に利用できるよう、地域の実情に即したサービス提供の基盤整備及びサービスの質的向上を進めます。

さらに、将来を見据えた拠点等の整備やその他の生活支援のためのサービスの提供及び経済的な負担軽減のための支援を図ります。

1) 住まいの整備・確保等推進

①障がい者の入居への配慮

取組内容	主管課
<p>市営住宅の整備や建替えに際し、障がい者(車いす)に配慮した施設整備を行います。また、市営住宅の入居資格は、原則として同居親族がいることが入居の条件となっていますが、障がい者については、単身でも入居できるよう取り組みます。</p>	建築課

②居住系サービスの整備推進

取組内容	主管課
<p>日中活動系サービスの利用と併せて、自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保を関係機関等との連携により進めます。</p>	障がい福祉課

③重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進

取組内容	主管課
重度心身障がい者の日常生活を容易にし在宅での生活を支援するため、居室・浴室・洗面所等の住宅改造に必要な経費を助成します。	障がい福祉課

④住宅入居等支援事業の実施

取組内容	主管課
保証人がいない等の理由により一般の賃貸住宅に入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行う「住宅入居等支援事業」について、事業の在り方を検証し、自立支援協議会や専門部会などからの意見を拝聴しながら、支援体制を整備していきます。	障がい福祉課

2) 障害福祉サービス等の充実

①訪問系サービスの充実

取組内容	主管課
居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)や重度訪問介護のサービス量の確保とともに、利用者の声を把握しつつ質の高いサービスの提供が行われるよう状況に応じて事業者への助言・指導を行うなど質の低下を防ぐように努めます。	障がい福祉課

②日中活動系サービスの充実

取組内容	主管課
障がい者が地域で自分らしく暮らしていくために、ニーズに応じた日中活動のサービスが選択できるよう、障がいサービス提供事業所や医療機関等と連携し、介護、訓練、就労、療養等を提供する日中活動の場の確保を進めます。 市委託相談支援事業所との連携を図り、状況に応じて希望する障がいサービス利用に向けて情報提供等サポートを行います。	障がい福祉課

③居宅系サービスの充実

取組内容	主管課
自宅以外で、夜間や休日に日常生活の援助又は介護等が受けられる、共同生活の場及び入所施設の確保については、障がい者のニーズを的確に把握し、事業所や関係機関と連携して確保を進めます。	障がい福祉課

④地域移行・定着支援の推進

取組内容	主管課
<p>地域移行支援、地域定着支援については、相談支援において医療機関や相談支援事業所等の多職種が連携し、長期入院や入所者の希望に沿って地域で安定した生活をめざし支援を行います。</p> <p>また居宅において単身で生活している障がい者が安心して地域生活が送れるよう常時の連絡体制及び緊急時の対応を図っていく地域定着に向けて支援を実施します。</p>	障がい福祉課

⑤サービスの質的向上の促進

取組内容	主管課
<p>事業所職員のスキルアップやキャリアアップのための研修等が受けられる体制づくりを促すとともに、スキルアップのための研修等の開催や参加の促進を図ります。</p> <p>サービスの全体的な質的向上に資するよう、各連絡会等における事業所の法制度等の学習会や事例検討会の開催及び課題についての検討等を行うほか、連絡会同士の合同学習会を継続実施するなどにより、市内事業所のサービス提供における意識の共有化、利用者支援の統一化を図ります。</p>	障がい福祉課

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進－再掲

取組内容	主管課
<p>障害福祉サービス事業所に対しては、法令や国が示しているガイドライン等に基づき、障がい者の適切な受け入れや支援の実施、自己評価を行うとともに、常に改善を図るよう促します。障害サービス等情報公表制度に基づき、障害福祉サービス事業者の情報公表を促進し、サービスを利用する側が、事業者の状況やサービス提供内容などを把握し、事業者選択の参考とするほか、公表することによる事業所側の質の向上を図ります。</p>	障がい福祉課

⑦地域生活支援拠点等の整備

取組内容	主管課
<p>障がい者の高齢化・重度化や親(支援者)が障がいのある子を支えることが出来なくなることを見据え、障がい児・障がい者の地域生活をさらに推進するため、相談、緊急時の対応等の必要な機能を備えた「地域生活支援拠点等」の整備を図ります。</p>	障がい福祉課

3) 障がい児支援の充実

①障害児通所支援の充実

取組内容	主管課
<p>児童発達支援や放課後等デイサービス等といった、障害児通所支援の量的提供の充実を図ります。障害児通所支援事業所に対しては、法令や国が示しているガイドライン等に基づき、障がい児の適切な受け入れや支援の実施、自己評価を行うとともに、常に改善を図るよう促します。</p> <p>また、障害サービス等情報公表制度に基づき、サービス内容等の公表促進を積極的に働きかけ、障害児通所支援の充実を図ります。</p>	障がい福祉課

②児童発達支援センターの設置と支援体制の充実

取組内容	主管課
<p>児童発達支援センターの設置に向けて協議を行うとともに、センターが持つべき機能を有する市内の関連事業所と連携し、センター設置に向けて進めていきます。</p>	障がい福祉課

③主に重症心身障がい児¹⁾を支援する事業所の確保推進

取組内容	主管課
<p>重症心身障がい児を受け入れられる事業所の確保のため、市内事業所との連携・調整等を行います。</p>	障がい福祉課

④医療的ケア児支援の充実

取組内容	主管課
<p>医療的ケア児の実情を踏まえた上で、支援のための連携体制を構築します。このため、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係部署、関係機関による協議の場を設置します。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児等総合支援事業に取り組んでいきます。</p>	障がい福祉課

1) 重症心身障がい児

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児(者)と呼ぶことに定めている。これは、医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための定義(呼び方)である。

4) 生活安定のための支援の推進

①自立支援医療の推進

取組内容	主管課
自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図ります。また、制度の周知と適切な利用を支援します。	障がい福祉課

②補装具費の支給推進

取組内容	主管課
身体障がい者の就労その他日常生活の能率の向上、及び身体障がい児の将来の自立を育成・助長するために、補装具の購入又は修理に要した費用を支給します。また、制度の周知と丁寧な内容案内に務め、適切な利用を支援します。	障がい福祉課

③日常生活用具給付等事業の推進

取組内容	主管課
障がい者の日常生活の便宜を図るために、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付を継続します。	障がい福祉課

④手当の支給推進

取組内容	主管課
重度の障がいがあるため日常生活において常時の介護を必要とする在宅の障がい者(児)に対して、精神的、物理的な特別な負担の軽減を図るために、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を継続します。また、制度の周知を図ります。	障がい福祉課

⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進

取組内容	主管課
重度心身障がい者(児)の経済的負担を軽減するため、保険診療による医療費の自己負担分の助成を継続して行います。	障がい福祉課

⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進

取組内容	主管課
在宅の小児慢性特定疾病児に対し、日常生活の便宜及び家族等の介護負担の軽減を図るために、日常生活に必要な用具の給付を継続します。	障がい福祉課

5) その他生活支援の推進

①地域活動支援センター事業の充実

取組内容	主管課
<p>創作活動、生産活動、社会との交流等を行うことで、利用者に応じた社会参加の実現と地域生活支援の充実を図るために、地域活動支援センター事業の事業所への委託と補助を継続します。</p> <p>障がい者の社会参加実現のため、医療・福祉および地域の社会基盤との連携を強化し、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発活動の拠点としての役割強化に努めます。</p>	障がい福祉課

②日中一時支援事業の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者等の家族の就労支援及び介護の一時的な休息を図るために、障がい者等の日中における活動の場を継続して確保します。また、利用・促進に向けて周知・啓発に取り組めます。</p>	障がい福祉課

③身体障害者福祉電話設置事業

取組内容	主管課
<p>低所得世帯で外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保として、福祉電話の設置を継続します。</p>	障がい福祉課

(3) 就労及び自主活動支援の充実

障がい者が働くことを通して経済的な自立や生きがいを持てるよう、一般就労への移行や福祉的な就労の場の充実を図るほか、障がい者就労施設等から物品等の優先調達を推進します。

また、障がい者の生活の質の向上や自己実現の機会、社会参加の機会が広がるよう、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動や学習・文化活動、当事者団体の活動及び行事等への障がい者の主体的な参加を支援します。

1) 就労支援の推進

①一般就労移行支援、就労継続支援サービスの充実

取組内容	主管課
<p>就労移行支援及び就労継続支援の受け入れ確保及び質の向上を図り、障がい者の一般就労への移行や居場所としての就労の場の充実を図ります。</p> <p>一般就労後に職場環境や生活面での課題に対応できず、離職する障がい者がいることから、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、「就労定着支援」を実施し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間に渡り行うことにより、職場定着率の向上を図ります。</p>	障がい福祉課

②障害者優先調達推進

取組内容	主管課
<p>「宜野湾市障害者優先調達推進方針」に基づき、市の全ての機関より障がい者就労支援施設等からの物品購入や役務の優先調達を更に推進します。</p> <p>市内障がい者就労支援施設等が提供できる物品等の情報が地域に広く周知されるよう、就労支援施設等と連携した効果的な情報提供に取り組みます。</p>	障がい福祉課

③市の障がい者法定雇用率の維持

取組内容	主管課
<p>障がい者を対象として常勤職員及び非常勤職員の採用を適宜実施し、市の法定雇用率の維持に取り組みます。また、障がい者を対象とした常勤職員の職員採用試験を行う際は、障がい福祉課等との連携による広報活動の充実を図ります。</p>	人事課

④就労に関する情報提供等の推進

取組内容	主管課
<p>今後も引続き、障がい者の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う障害者職業センターやハローワーク等の活用を促進し、障がい者の就業を支援します。また、市庁舎玄関前に設置されているふるさとハローワークでの障がい者の求職相談について、より円滑で利用しやすいものとなるよう、沖縄労働局との連携・調整を進めます。</p>	産業政策課

⑤一般雇用の促進

取組内容	主管課
<p>市内企業における法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、各種情報媒体等を活用した理解・啓発を図るとともに、雇用に関わる助成制度等について周知を図ります。</p>	産業政策課

2) 学習・余暇活動の推進（自主活動の推進）

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者のスポーツ・レクリエーション活動等の振興を図るため、障がい者の利用に配慮したバリアフリー化を推進し、安全かつ快適に市民がスポーツに親しむ環境施設を提供します。</p>	施設管理課
<p>市民体育スポーツ振興を図るため、スポーツ・レクリエーションに親しめるようスポーツ振興委員の派遣及び確保等を行います。</p>	観光スポーツ課

②学習・文化・芸術活動等の推進

取組内容	主管課
中央公民館などで開催されるサークル活動や生涯学習講座、文化振興事業について、地域への情報提供を継続します。また、障がい者の参加においては、関係機関と連携し、障がいの特性に配慮した活動支援に努めます。	生涯学習課 (関係課)

③図書館利用の推進

取組内容	主管課
生涯学習の観点から、視覚障がい者の図書館活用の促進に向けて、点字図書・録音図書等の充実を図ります。また、図書に関する視覚障がい者のニーズ把握、情報提供方法、貸し出しの利便性を高める方法について検討します。	市民図書館

④障がい者福祉団体の活動支援

取組内容	主管課
<p>宜野湾市手をつなぐ親の会や宜野湾市身体障がい者福祉協会等、各団体への支援を継続します。</p> <p>障がい者福祉団体の活動の継続・発展につながるよう、広報等による団体の活動内容やイベントの周知を行います。</p>	障がい福祉課

⑤障害者就労支援推進事業の充実

取組内容	主管課
市民に対し、障がい福祉に対する理解、啓発を深め、障がい者の就労を支援する施設等の活動をPRする機会とし、障がい者の自立の促進に資することを目的として就労サービス事業所等のPR活動(障害者就労支援推進事業)を継続して取り組み、さらに充実させていきます。	障がい福祉課

⑥親子交流機会の創出支援

取組内容	主管課
<p>障がいのある子の保護者が集まり、互いの悩みを共有することや、情報交換等ができるよう、宜野湾市手をつなぐ親の会との連携も視野に入れながら、自発的な親子交流の機会が創出されるよう取り組みます。</p> <p>また、同じような立場や課題に直面する人がお互いに支え合う「ピアサポート」の機会づくりに努めます。</p>	障がい福祉課

3. チュイシージーの地域づくりを進めるまち

(1) 共生社会(インクルーシブ社会)づくりの推進

共生社会実現のためには、障がいや障がい者を正しく理解し認識することが大切であり、障がい者の自立支援、社会参加の根底となることから、関係機関、関係団体、サービス事業者等と連携し、地域における理解・啓発活動の充実を図り、障がい者も共に暮らす地域社会であることの意識付けを進めます。また、障がい者が安心して暮らせるよう、障がい者のニーズに即したボランティアの育成や地域における支え合いのまちづくりを進めます。

1) 障がい及び障がい者理解の促進

① 広報活動による理解促進

取組内容	主管課
多様な障がいに対する理解を深めるとともに、それぞれの障がいの特性を踏まえた配慮や接し方等の知識の普及を図るために、障がい福祉ガイドブックの発行や市報、市の公式ホームページ・SNS等の媒体を用いた情報発信など広報活動による理解促進を図ります。	障がい福祉課

② 地域・市内各種団体等への理解促進

取組内容	主管課
地域、各団体等の理解促進に係る研修、講演会等について、理解啓発活動計画を立て、計画的、段階的に取り組みます。	障がい福祉課

③ 交流活動による地域理解の促進

取組内容	主管課
市の催事や地域の行事などは、当事者の利用する障がいサービス事業所及び関係団体などが連携した障がい者の参加促進を図り、イベント等への参加を通して地域との交流を深め障がい者への理解促進を図ります。	障がい福祉課

④ 共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発

取組内容	主管課
インクルーシブ社会の構築に向けて、市民一人ひとりの意識の高揚を図るために、「沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例(共生社会条例)」や「沖縄県手話言語条例」等について、市報や市の公式ホームページ・SNS及びパンフレット等の様々な媒体を用いて、定期的に発信し、普及・啓発を図ります。	障がい福祉課

2) 支え合えるまちづくりの推進

①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進

取組内容	主管課
<p>障がい者の日常生活や社会参加において、ボランティアによる支援のニーズを把握するとともに、社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーターと連携し、ニーズに即したボランティア養成講座や研修会などを開催し、ボランティアの育成を図ります。</p> <p>ボランティア活動に関心のある障がい者については、地域活動支援センター等を活用し社会参加・地域貢献の機会拡充を図ります。</p>	障がい福祉課 福祉総務課 (市社会福祉協議会)

②地域支え合い活動委員会及び地域福祉コーディネーターと地域との連携推進

取組内容	主管課
<p>障がい者やその家族が地域で暮らしていくうえでの生活課題を、地域支え合いで支援していけるように、市社会福祉協議会に配置している地域福祉コーディネーター及び地域支え合い活動委員会との連携を密にし、地域の人材等社会資源の活用促進を図ります。</p>	障がい福祉課 福祉総務課 (市社会福祉協議会)

③市民だれもが自由に参加できる環境づくりの推進

取組内容	主管課
<p>障害のある人もない人もすべての人が、地域の催事や活動などへ参加できる環境づくりを地域と市民協働で考え整備します。</p>	関係課

(2) 防災・消費者被害対策の推進

災害時において、適格な判断や自ら避難することが困難な障がい者や高齢者等の避難行動要支援者について、円滑で迅速な避難の確保等を図るために、関係機関等が連携し、避難行動要支援者の名簿作成や個別の避難支援計画の策定等を進めます。また、障がい者等の防災訓練への参加、障がい者等に対応した避難所の整備、災害情報伝達手段の整備等を進めるなど、避難行動要支援者の避難支援体制の構築に取り組みます。

障がい者等の消費者被害に対しては、関係機関と連携した注意喚起を行うなどの保護対策を行います。

1) 防災対策の推進

①防災に関する知識の普及啓発

取組内容	主管課
<p>宜野湾市地域防災計画に基づき、広報や防災週間における啓発活動、総合防災マップの活用、避難訓練の実施等により、市民への防災に関する知識の普及啓発を進めるとともに、避難場所(避難所、福祉避難所)の確保と周知を図ります。</p>	防災危機管理室

②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実

取組内容	主管課
<p>災害時に自力で避難することが難しい障がい者等の避難行動要支援者に対し、関係部署、関係機関が連携して、市の避難支援体制及び避難支援を受ける仕組みについて、障がい者をはじめ地域への周知強化を図ります。また、平常時から避難行動要支援者の個人情報を提供する旨の同意を得る取り組みを強化し、避難行動要支援者名簿の作成と避難個別計画作成の迅速化を図るとともに、名簿作成後も適宜名簿情報の更新を行います。</p> <p>避難行動要支援者に対する組織的・総合的な避難支援を行うために推進の中核となる協議会を開催し、行政、社会福祉協議会、自治会、福祉団体等の避難支援関係機関の連携体制の充実を図ります。</p>	福祉総務課

③障がい者の参加する防災訓練の実施

取組内容	主管課
<p>市の津波避難訓練や、各自主防災組織の防災訓練の際に、障がい者など避難行動要支援者が個別避難計画等に基づき、その支援者とともに訓練へ参加できるよう周知を行い、その課題などを共有する手法などを検討してまいります。</p>	防災危機管理室

④障がい者に対応した避難所の整備推進

取組内容	主管課
<p>避難場所における障がい者等への必要物資の備蓄、避難場所での健康管理、その他必要な支援体制の構築に取り組みます。また、福祉避難所における避難生活の援助に関する内容の周知を図ります。</p>	防災危機管理室 関係課

⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及

取組内容	主管課
<p>障がい者が災害に関する情報を速やかに入手できるよう、広報車、緊急速報メール、FM放送等による情報伝達に加え、日常生活用具給付対象である聴覚障害者用情報通信装置等の通信機器の普及を図ります。</p> <p>視覚障がい者への携帯ラジオの普及、避難所での聴覚障がい者への文字(張り紙等)による情報伝達、近隣住民と連携した避難行動要支援者への情報伝達の仕組みづくり、その他必要な情報伝達の手段・方法について検討します。</p>	防災危機管理室 障がい福祉課
<p>聴覚障がい者等の消防への緊急通報については、「FAX119」や「メール119」による通信体制の継続実施を図るとともに、令和2年7月より、電話による119番通報が困難な聴覚障がい者等の消防への119番通報をサポートするため、全国のどの地域にいてもその地域を管轄する消防本部にスマートフォン等から音声によらない(画面のタッチ操作等で)119番通報ができる「Net119緊急通報システム」を開始しています。多くの方が利用できるよう、障がい福祉課と連携し、普及啓発に努めます。</p>	消防本部総務課 障がい福祉課

⑥自主防災組織の障がい者等支援に対する取組

取組内容	主管課
災害時の避難行動要支援者への支援体制を充実するため、自主防災組織に対して関連講座やイベント等を実施し意識啓発活動を推進します。	防災危機管理室

2) 消費者被害保護対策の推進

①消費者被害・トラブル防止に向けた情報発信

取組内容	主管課
消費者被害に関する情報の把握に努め、各種広報手段を用い消費者被害・トラブル防止に向けた情報発信を行うとともに、関係機関や関係団体と連携し、情報の共有を行います。	生活安全課

②消費者被害防止の啓発の推進

取組内容	主管課
障がい者が消費者被害にあうことがないよう、地域活動支援センターや障害サービス事業者等に対し、利用者への消費者被害防止のための指導・啓発が行われるよう促すとともに、障がい者等の家族等への啓発を行います。	障がい福祉課

③消費者被害・トラブルに対する相談支援の推進

取組内容	主管課
障がい者が消費者被害・トラブルにあった際は、関係機関と連携し問題解決のための助言や各種情報の提供、斡旋等解決に向けた支援を行います。	生活安全課 障がい福祉課

第4章 計画の推進に向けて

1. 庁内計画推進体制の整備

本計画の施策は、保健、福祉、医療の分野に限らず、教育、雇用・就労、住環境、まちづくり等障がい者等の日常生活及び社会参加にかかわる様々な分野に及ぶことから、市の全ての部署に本計画の周知と啓発を行うとともに、障がい福祉の担当課を中心に関係各課との連携を密にし、全庁的な計画推進体制を整えます。

2. 地域及び関係機関等との連携強化

本計画は行政が中心となって進めていく計画ですが、国、県との連携とともに計画に係わる全ての事業所をはじめ、医療機関、市社会福祉協議会(以下「社協」という)、民生委員・児童委員協議会、障がい者団体及び住民やボランティア等の理解、参画がなければ計画の成果を上げることは困難です。そのため、施策の効果的な推進を図るために、本計画について市報やホームページ、パンフレット及び適切な機会を活用して、地域や関係機関等広く周知を図ります。そして、これらの多様な主体と連携を密にし、障がい者等が尊厳を保ちながら、身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるよう、支援ネットワーク体制の充実を図ります。また、近隣市町村とも広域的な調整が図られるよう連携を密にします。

3. 人材の確保推進

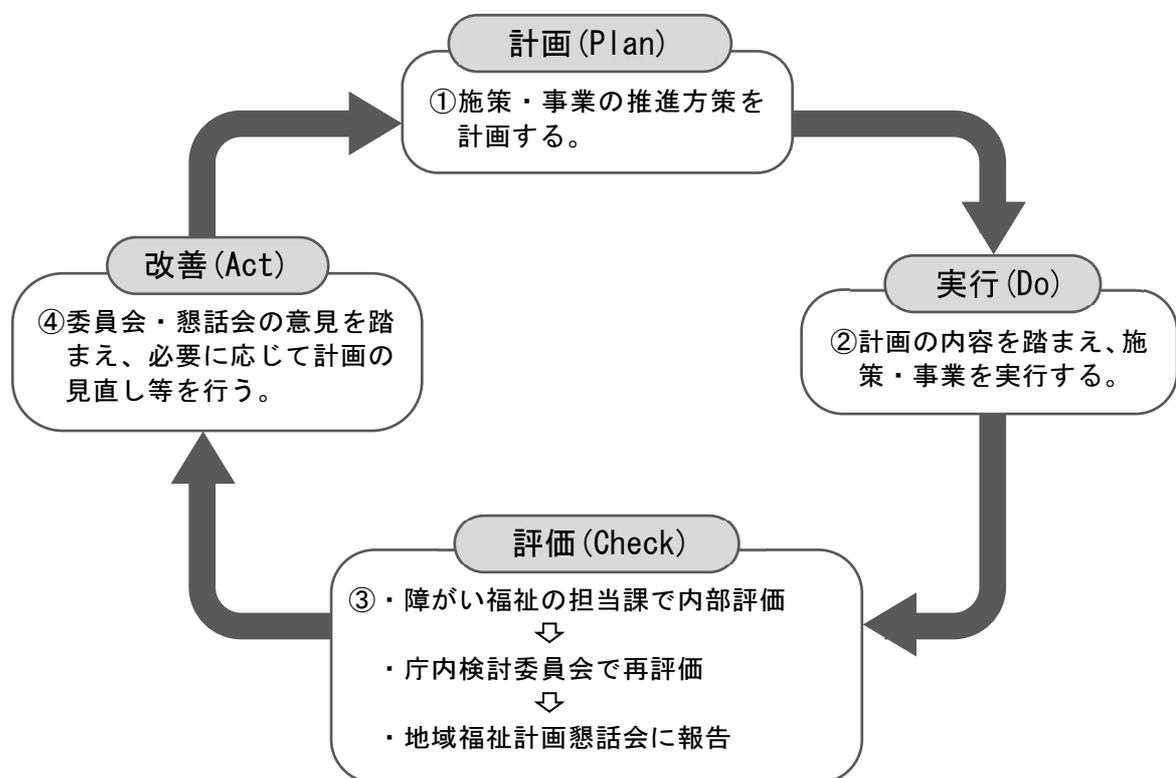
本計画では、相談支援体制の充実、特別な配慮を必要とする子の療育・保育・教育の充実、障がい予防するための保健活動の推進、権利擁護の推進及び障害福祉サービスや障害児通所支援の充実等多様な施策を掲げています。これらの取り組みにおいては相談支援員や臨床心理士、保育士や特別支援教育支援員、保健活動従事者、その他サービス提供等にかかる専門員等の人材確保が不可欠です。そのため、関係機関やサービス提供事業者等との連携、地域人材の活用などにより、必要となる人材の確保に取り組みます。

4. 計画の点検・評価

計画の推進にあたっては、各施策・事業の進捗管理が重要となります。そのため、「PDCAサイクル」を導入し、「庁内検討委員会」において毎年度進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直し等を行います。

具体的には、障がい福祉の担当課で、年に1回、主管課へ各施策・事業の進捗状況や課題等について報告を求め、内部評価を行い、その結果を「庁内検討委員会」に報告します。庁内検討委員会では計画全体の進行や各施策・事業の再評価を行います。また、内部評価、再評価について、福祉計画見直し時期(3年目)に「宜野湾市地域福祉計画懇話会」に報告します。そして、検討委員会や懇話会の意見・提言を踏まえて、計画の見直しや適切な推進に活かします。

(PDCAサイクルのプロセスのイメージ)



資料1 統計データからみる障がい者の概況

1. 障害者手帳交付状況

各障害手帳の交付者の人数は、「身体障害者手帳」は横ばい傾向、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向にあります。

各手帳交付者の平成29年度に対する令和4年度の増減数をみると、「精神障害者保健福祉手帳」が418人増と最も多く、次に「療育手帳」が125人増、「身体障害者手帳」は111人減となっています。また、手帳交付者数の伸び率は「精神障害者保健福祉手帳」が30.2%と最も大きく、次に「療育手帳」14.9%、「身体障害者手帳」が-3.2%となっています。

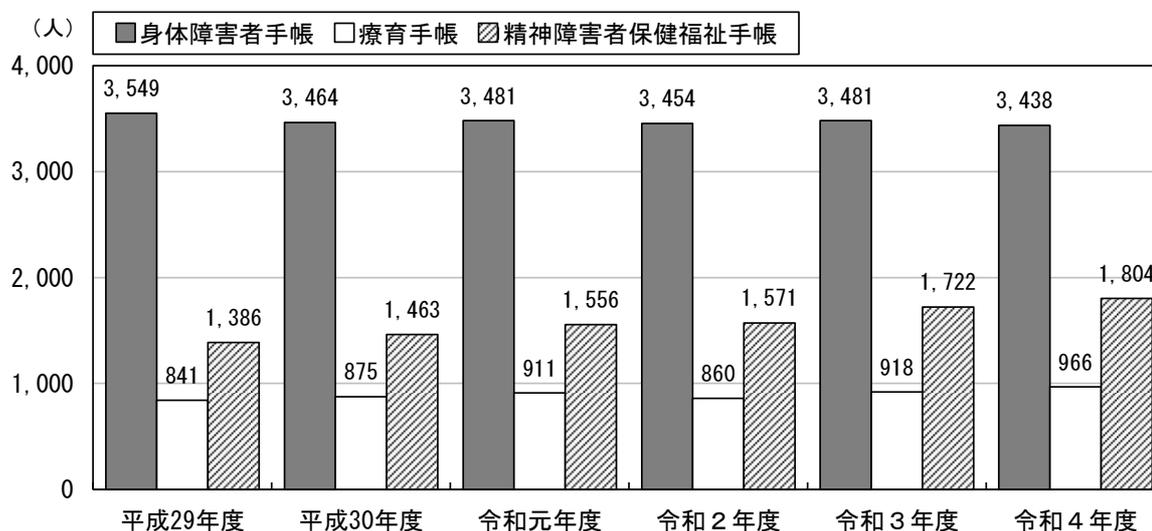
【障害者手帳交付状況】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	伸び率(%)
身体障害者手帳	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438	-3.2
療育手帳	841	875	911	860	918	966	14.9
精神障害者保健福祉手帳	1,386	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804	30.2
計	5,776	5,802	5,948	5,885	6,121	6,208	7.5

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※伸び率：平成29年度の交付者数に対する、令和4年度の交付者数の伸び率



各障害手帳の重複者をみると全体で275人、そのうち「身体」と「療育」の重複者が141人と最も多く、次に「身体」と「精神」が83人となっています。

【障害者手帳の重複交付者の内訳】

	人数
身体＋療育	141
身体＋精神	83
療育＋精神	48
3障がい	3
計	275

資料：障がい福祉課（令和4年度末時点）

2. 障がい者の年齢

障がい者の年齢を「18歳未満」と「18歳以上」で見ると、「18歳未満」は知的障がい者が最も多く、年度により増減があるものの250～320人程度で推移しています。次に多い身体障がいは平成29年度の104人から令和4年度は81人と減少しています。精神障がいは平成29年度では29人でしたが、令和4年度は69人と増加しています。

「18歳以上」は最も多い身体障がいは横ばい傾向ですが、精神障がい、知的障がいはともに増加傾向にあります。

【障がい者の年齢】

(単位：人)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
18歳未満	身体	104	105	90	93	85	81
	知的	273	284	325	255	281	290
	精神	29	41	43	51	63	69
18歳以上	身体	3,445	3,359	3,391	3,361	3,396	3,357
	知的	568	591	586	605	637	676
	精神	1,357	1,422	1,513	1,520	1,659	1,735

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

3. 身体障がいの種類別人数

身体障がいの種類別の人数では、「内部疾患」が毎年度最も多く、平成29年度の1,696人から令和4年度では1,604人と微減傾向となっています。次に多い「肢体不自由」は1,300人前後で横ばいに推移しており、「聴覚・平衡機能障がい」は平成29年度の316人から令和4年度は362人と増加傾向にあります。「視覚障がい」及び「音声・言語・そしゃく機能障がい」は徐々に減少してきています。

【身体障がいの種類別人数】

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
視覚障がい	156	152	152	146	145	145
聴覚・平衡機能障がい	316	324	339	356	363	362
音声・言語・そしゃく機能障がい	38	34	38	36	35	34
内部疾患	1,696	1,644	1,655	1,589	1,619	1,604
肢体不自由	1,343	1,310	1,297	1,327	1,319	1,293
計	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438

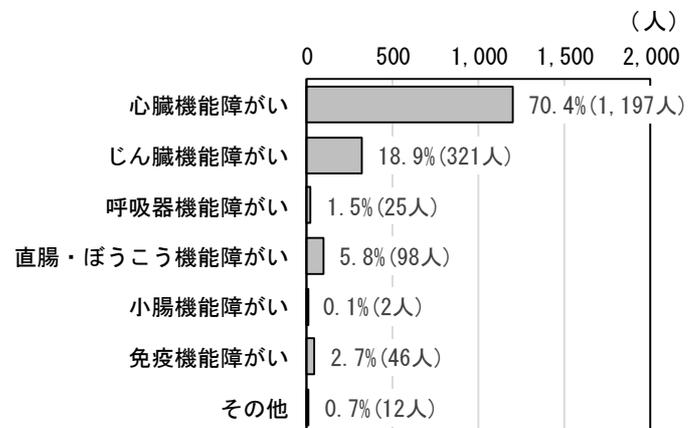
資料：障がい福祉課（各年度末時点）

令和4年度における「内部疾患」の内訳をみると、「心臓機能障がい」が最も多く全体の70.4%を占めており、次に「じん臓機能障がい」が多く全体の18.9%を占めています。

【内部疾患の内訳】

(単位：人)

	令和4年度
心臓機能障がい	1,197
じん臓機能障がい	321
呼吸器機能障がい	25
直腸・ぼうこう機能障がい	98
小腸機能障がい	2
免疫機能障がい	46
その他	12
計	1,701



※1人で複数の疾患がある者については、それぞれの疾患にカウントしています。

4. 障がいの程度

(1) 身体障がいの等級

身体障がいの程度を表わす等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「1級」が最も多く、全体の約35%を占めています。次に「4級」、「3級」、「2級」、「5級・6級」の順となっています。また、各年度で「1級」と「2級」を合わせた重度者が47%~50%程度と半数近くを占め、次に「3級」と「4級」を合わせた中度者が40%~43%程度、「5級・6級」の軽度者が9%程度となっています。

【身体障がいの等級別人数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	1,149	1,160	1,166	1,195	1,224	1,214
2級	545	541	525	528	528	517
3級	744	686	702	671	656	642
4級	805	782	782	750	761	746
5級・6級	306	295	306	310	312	319
計	3,549	3,464	3,481	3,454	3,481	3,438

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

令和4年度における身体障がいの種類別の等級をみると、最重度の「1級」は「心臓機能障がい」が最も多く、次に「じん臓機能障がい」、「肢体不自由」となっています。また、「2級」は「肢体不自由」が最も多く、中度の「3級」と「4級」では「肢体不自由」が最も多くなっています。「5級」と「6級」は「視覚障がい」、「聴覚・平衡機能障がい」、「肢体不自由」に該当者がおり、「5級」では「肢体不自由」、「6級」では「聴覚・平衡機能障がい」がそれぞれ最も多い状況です。

【身体障がいの種類別等級】

(単位：人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	43	59	11	16	21	13
聴覚・平衡機能障がい		89	33	126	1	143
音声・言語・そしゃく機能障がい			44	17		
肢体不自由	187	355	272	235	95	124
心臓機能障がい	468		382	347		
じん臓機能障がい	281		37	3		
肝臓機能障がい	9	3	0	0		
呼吸器機能障がい	5		12	8		
ぼうこう・直腸機能障がい	0		8	90		
小腸機能障がい	0		0	2		
免疫機能障がい	7	10	8	21		
計	1,000	516	807	865	117	280

資料：障がい福祉課（令和4年度末時点）

※1人で複数の障がいがある者については、それぞれの障がいにカウントしています。

(2) 知的障がいの判定

知的障がいの判定では、毎年度「B 2 (軽度)」が最も多く、全体の4割程度を占め、次に「B 1 (中度)」が2割後半を占めています。また、「A 2 (重度)」が2割前半を占め、「A 1 (最重度)」が約1割と、障がいの程度が重いほど割合は低くなっています。

【知的障がいの判定別人数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A 1	78	79	79	70	80	85
A 2	189	192	196	199	213	228
B 1	229	236	241	245	243	254
B 2	345	368	395	346	382	399
計	841	875	911	860	918	966

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(3) 精神障がいの等級

精神障がいの等級(数値が小さいほど重度)は、毎年度「2級」が最も多く、全体の5割を超えます。次に「1級」が2割半ばで、「3級」が2割近くとなっています。

【精神障がいの等級別人数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1級	353	365	405	402	439	471
2級	792	843	899	887	965	983
3級	241	255	252	282	318	350
計	1,386	1,463	1,556	1,571	1,722	1,804

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

5. 手当支給・医療費助成の状況

(1) 手当支給者数

「特別障害者手当」の受給者は平成29年度の124人から令和4年度は140人と増加傾向にあり、「障害児福祉手当」の受給者は平成29年度の121人から令和4年度は114人と徐々に減少してきています。

【手当受給者数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特別障害者手当	124	137	146	144	135	140
障害児福祉手当	121	117	119	117	109	114
福祉手当	1	1	1	0	0	0
計	246	255	266	261	244	254

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 重度心身障害者(児)医療費助成受給状況

重度心身障害者(児)医療費助成の受給者数は横ばいで推移していますが、延受給者数は年々増える傾向にあり、平成29年度から令和4年度までの5年間で6,973人増と急増しています。

【重度心身障害者(児)医療費助成受給状況】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者実数	1,612	1,666	1,687	1,691	1,687	1,679
延受給者数	4,842	7,430	11,615	11,436	11,732	11,815

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

6. 自立支援医療の支給状況

(1) 育成医療の支給

育成医療の総支給件数は減少傾向で推移しており、平成 29 年度が 134 件、令和 4 年度が 51 件となっています。障がいごとの支給件数としては「その他先天性内蔵障がい」が最も多く、次に「言語障がい」、「肢体不自由」、「心臓機能障がい」が多くなっています。

【育成医療支給件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障がい	4	2	4	6	2	0
聴覚障がい	6	4	4	4	4	10
言語障がい	31	49	35	18	30	19
肢体不自由	18	27	15	20	29	14
心臓機能障がい	23	14	2	4	4	8
じん臓機能障がい	0	0	2	0	0	0
その他先天性内臓障がい	52	34	22	33	23	0
計(総支給件数)	134	130	84	85	92	51

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 更生医療の支給

更生医療の総支給件数は増減しながら推移しており、平成 29 年度は 988 件、令和 4 年度は 632 件となっています。障がいごとの支給件数としては「じん臓機能障がい」と「免疫機能障がい」が増加傾向にあり、令和 4 年度では「じん臓機能障がい」が全体の 7 割半を占めています。

【更生医療支給件数】

(単位：件)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
聴覚障がい	0	0	0	0	0	0
肢体不自由	0	0	2	0	0	0
心臓機能障がい	525	78	64	69	64	76
じん臓機能障がい	401	425	445	423	443	473
肝臓機能障がい	6	8	8	8	8	8
免疫機能障がい	56	68	80	77	79	75
計(総支給件数)	988	580	599	577	594	632

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(3) 精神通院医療費の支給認定状況

精神通院医療費の総支給認定者数は増加しており、平成 29 年度の 2,794 人から令和 4 年度では 3,683 人と、この 5 年間で 889 人、率にして 31.8%の増となります。

支給のあった疾病としては「気分(感情)障がい」が最も多く、令和 4 年度では総支給認定者数の 43.8%を占めます。また、年々増加する傾向にあり、平成 29 年度の 1,110 人から令和 4 年度では 1,616 人と 506 人の増となります。次に「統合失調症」が多く、「気分(感情)障がい」と合わせると、令和 4 年度では両疾病で全体の 65.1%を占めます。

続いて、「てんかん」、「認知症」、「神経症」が比較的多く、その中でも「神経症」の増加が大きく、平成 29 年度に対する令和 4 年度の伸び率は 57.0%となります。

【精神通院医療費の支給認定状況】

(単位：人)

疾病	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	
統合失調症	750	778	812	884	834	783	
気分(感情)障がい	1,110	1,239	1,325	1,561	1,569	1,616	
てんかん	262	277	292	322	312	288	
中毒性 精神障がい	アルコール	86	88	108	130	134	130
	その他	13	16	23	33	27	16
知的障がい	9	10	14	15	19	17	
心因反応	1	1	2	1	0	1	
非定型精神病	2	1	2	2	1	0	
接枝分裂病	0	0	0	0	0	0	
脳器質性精神障がい (認知症を除く)	55	63	58	64	58	63	
認知症	145	143	171	212	197	197	
神経症	149	158	187	235	228	234	
人格障がい	8	10	10	13	9	9	
その他	204	232	264	330	353	329	
計(総支給認定者数)	2,794	3,016	3,268	3,802	3,741	3,683	

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※各年度の 4 月 1 日～3 月 31 日の間に交付のあった方の数字。

7. 補装具費の交付状況

補装具費の交付件数は、全体では令和元年度が 213 件となっており、その後は減少傾向で推移しています。交付された補装具としては、毎年度「装具(下肢)」が最も多く、次に「補聴器(高度難聴用耳掛型)」が多い状況です。

【補装具費の交付状況】

(単位：件)

種 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
義肢	義手	0	0	2	0	2	0
	義足	2	5	2	2	1	2
装具	下肢	70	54	61	40	41	32
	靴型	14	11	4	7	6	10
	体幹	3	3	6	4	6	4
	上肢	1	1	1	0	0	0
座位保持装置	車いす	11	7	13	5	5	8
	電動車いす	1	0	1	0	2	0
	その他	6	2	9	11	2	4
義鏡	特殊義眼	0	1	0	0	1	0
	コンタクト義眼	0	0	0	0	0	0
盲人安全つえ	6	8	4	5	6	1	
歩行補助つえ	2	10	12	3	6	5	
歩行器	0	6	2	3	1	5	
眼鏡	矯正眼鏡	0	0	0	0	0	0
	遮光眼鏡	1	3	6	5	1	1
	弱視眼鏡	0	0	0	0	0	0
補聴器	高度難聴用ポケット型	5	0	2	0	2	0
	高度難聴用耳掛型	30	28	29	33	34	26
	重度難聴用ポケット型	3	0	0	1	1	0
	重度難聴用耳掛型	12	15	28	13	20	17
	耳あな型(レディメイド)	0	0	2	0	0	0
	耳あな型(オーダーメイド)	0	0	0	0	0	0
	その他	0	1	3	2	2	2
車いす	普通	8	10	9	15	5	3
	リクライニング普通	0	0	0	0	0	1
	手押し型	0	0	1	1	0	0
	リクライニング手押し型	1	0	1	0	1	0
	リクライニングティルト普通型	0	0	0	0	0	0
	片手駆動形	0	0	0	0	0	0
	リクライニングティルト手押し型	2	2	1	2	2	0
	ティルト式手押し型	0	0	0	0	0	1
その他	0	0	0	0	1	0	
電動車いす	普通 4.5	0	0	0	1	0	0
	普通 6.0	0	1	0	0	0	0
	手動兼リフト	0	0	0	0	0	0
	リクライニング普通	0	1	0	0	0	0
	電動リクライニング普通型	0	0	1	1	2	0
	電動リフト式手押し型	0	0	0	0	0	0
	電動リクライニングティルト普通型	0	0	0	0	0	0
	その他	3	1	2	2	2	2
座位保持いす	3	1	5	4	2	1	
起立保持具	0	0	0	1	2	2	
頭部保持具	0	1	5	4	0	1	
排便補助具	0	0	0	0	0	0	
重度障がい者用意思伝達装置	0	0	1	1	1	0	
計		184	172	213	166	157	128

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

8. 障害福祉サービス等の利用状況

障害福祉サービスでは、「就労継続支援(B型)」の利用者が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「生活介護」が多く、微増で推移しています。続いて、「居宅介護」、「就労継続支援(A型)」が多くいずれも増加傾向にあります。

そのほかの多くのサービスについては、増加もしくは横ばいで推移していますが、「就労移行支援」と「施設入所支援」は減少傾向にあります。

【障害福祉サービス実利用者数】

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
居宅介護（乗降介助除く）	156	166	171	195	199	208
重度訪問介護	22	24	26	29	24	22
行動援護	0	0	0	0	1	2
同行援護	24	23	26	26	31	33
重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0	0
生活介護	184	187	198	202	203	210
自立訓練（機能訓練）	0	1	1	0	0	1
自立訓練（生活訓練）	38	32	44	44	32	18
就労移行支援	51	58	44	34	37	35
就労継続支援（A型）	143	138	142	137	130	146
就労継続支援（B型）	251	265	300	338	350	383
療養介護	23	22	22	22	22	17
短期入所	46	41	25	37	43	71
共同生活援助	55	54	84	113	144	157
共同生活介護	0	0	0	0	0	0
施設入所支援	87	87	88	87	84	80
計画相談支援	211	236	295	319	297	299
地域移行支援	0	2	3	0	4	1
地域定着支援	0	0	0	0	0	0

資料：障がい福祉課（各年度3月分実績）

9. 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援では、「放課後等デイサービス」の利用が最も多く、かつ利用者の伸びも大きい状況です。次に「児童発達支援」が多く、かつ増加傾向にあります。また、「障害児相談支援」も年々増加傾向にあります。「医療型児童発達支援」は減少傾向にありましたが令和4年度より増加に転じています。

【障害児通所支援・障害児相談支援実利用者数】

(単位：人)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童発達支援	1,494	1,849	1,929	2,119	2,365	2,555
医療型児童発達支援	70	70	60	59	54	72
放課後等デイサービス	4,482	5,697	7,089	7,837	8,848	9,327
保育所等訪問支援	115	158	253	279	134	237
障害児相談支援	1,148	1,437	1,816	2,056	2,162	2,436

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

10. 宜野湾市内の障害福祉サービス等事業所

障害福祉サービス及び障害児通所支援等を提供する、宜野湾市内の事業所数は令和4年4月1日現在で205事業所となります。

サービス別の事業所数では、「放課後等デイサービス」が38事業所と最も多く、次に「児童発達支援」が26事業所、「居宅介護」が21事業所、「重度訪問介護」「就労継続支援(B型)」がそれぞれ20事業所となります。

令和元年度4月1日現在と比べると、全体で74事業所の増となっており、中でも「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」の増加が大きくなっています。

【宜野湾市内の指定障害福祉サービス等事業所数】

サービス名	事業所数	
	令和元年度	令和4年度
訪問系サービス	38	48
居宅介護	17	21
重度訪問介護	16	20
同行援護	5	7
行動援護	0	0
重度障害者等包括支援	0	0
日中活動系サービス	40	50
生活介護	6	6
自立訓練（機能訓練）	0	0
自立訓練（生活訓練）	3	4
宿泊型自立訓練	0	0
就労移行支援	3	5
就労継続支援（A型）	8	8
就労継続支援（B型）	15	20
就労定着支援	2	2
短期入所	2	4
療養介護	1	1
居住系サービス	6	11
共同生活援助（グループホーム）	6	11
施設入所支援	0	0
計画相談・地域相談支援	8	13
計画相談支援	6	11
地域移行支援	1	1
地域定着支援	1	1
障害児通所支援等	39	83
児童発達支援	12	26
医療型児童発達支援	0	0
放課後等デイサービス	21	38
保育所等訪問支援	0	8
障害児相談支援	6	11
計	131	205

資料：沖縄県障害福祉課

11. 地域生活支援事業の実施状況

(1) 障害者相談支援事業

相談件数の総数は、5,000～6,000件台で推移していますが、令和2年度のみ4,431件と少なくなっています。

令和3年度以降の相談支援体制においては、障がい者相談支援員(会計年度任用職員)並びに各委託相談員を各中学校区に1名ずつ配置し相談支援に対応しています。また令和4年度より障がい福祉課内に基幹相談支援センター(直営)を設置し、各委託相談支援事業所と連携し、市内の計画相談支援事業所等地域の相談支援体制の強化に取り組んでいます。

【相談件数(延)】

(単位：件)

実施事業所	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
障がい福祉課	来所	577	559	687	651	774
	電話	2,194	2,598	3,120	2,648	1,529
	訪問	448	429	287	303	158
	その他	569	319	403	384	1,157
	3,788	3,905	4,497	3,986	3,389	3,370
自立生活センター ターイルカ	来所	12	19	13	5	13
	電話	119	108	124	39	325
	訪問	236	146	153	40	51
	その他	381	554	660	225	524
	748	827	950	309	909	820
ケアステーション ポイント	来所	23	28	20	1	25
	電話	554	634	349	19	154
	訪問	129	155	94	8	51
	その他	713	465	312	108	865
	1,419	1,282	775	136	1,085	1,107
相談支援事業所 はびわん	来所					207
	電話					681
	訪問					104
	その他					212
					1,204	1,099
計	来所	612	606	720	657	776
	電話	2,867	3,340	3,593	2,706	2,689
	訪問	813	730	534	351	364
	その他	1,663	1,338	1,375	717	2,758
	5,955	6,014	6,222	4,431	6,587	6,396

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(2) 成年後見制度利用支援事業

権利擁護等に関する相談件数は増減を繰り返しています。また報酬助成利用について直近3か年でみると増加傾向にあります。

【成年後見制度利用支援事業】

(単位：件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
相談件数(障がい者以外も含む)	141	93	148	220	251	189
市長申立て件数(障がい者のみ)	0	0	0	2	1	0
報酬助成利用(障がい者のみ)	2	1	2	3	5	6

資料：介護長寿課（各年度末時点）

(3) コミュニケーション支援事業（意思疎通支援事業）

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある人の意思疎通を支援するために、手話通訳等の派遣を行っています。

延派遣人数は増加傾向にあり、派遣の内訳としては「市設置手話通訳者」が最も多く、次に「登録手話通訳派遣」が多い状況です。

【コミュニケーション支援事業】

(単位：人)

	派遣延人数					
	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
沖縄県聴覚障害者情報センター	26	53	50	21	50	41
市設置手話通訳者	707	651	695	796	1,380	1,410
うち庁舎外	104	95	118	35	51	74
うち庁舎内	603	556	577	761	1,329	1,336
登録手話通訳派遣	262	268	311	227	369	309
登録要約筆記奉仕員派遣	2	0	6	0	8	5
入院時コミュニケーション支援事業	0	0	0	1	0	0
計	997	972	1,062	1,045	1,807	1,765

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(4) 日常生活用具の給付

日常生活用具費の交付件数は、令和元年度の1,679件をピークに減少傾向にあります。給付用具としては、「ストマ装具」が最も多く、次に「紙おむつ等」となっています。

【日常生活用具の給付】

(単位：件)

種 目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
介護・訓練支 援用具	特殊寝台	6	5	5	3	5	2
	特殊マット	0	4	1	6	2	3
	入浴担架	0	0	0	0	0	0
	体位変換器	1	2	1	2	1	0
	訓練いす(児のみ)	0	0	1	0	0	1
	訓練用ベッド(児のみ)	0	2	1	2	1	0
	移動用リフト	1	0	1	1	0	1
小 計	8	13	10	14	9	7	
自立生活支 援用具	入浴補助用具	4	13	8	9	7	3
	便器	0	0	0	0	0	0
	T字状・棒状のつえ	1	0	0	4	1	0
	歩行支援用具	0	0	0	0	0	0
	頭部保護帽	9	8	3	1	5	9
	特殊便器	0	1	1	4	2	0
	火災警報器	0	0	1	0	0	0
	自動消火器	0	0	0	0	0	0
	電磁調理器	1	2	1	0	1	0
	聴覚障がい者用屋内信号装置	2	3	4	2	1	3
	移動・移乗支援用具	6	7	2	8	3	3
小 計	23	34	20	28	20	18	
在宅療養等支 援用具	ネブライザー(吸引器)	1	3	3	1	3	3
	電気式たん吸入器	7	9	11	9	5	19
	パルスオキシメーター	4	1	1	1	2	2
	透析液加温器	2	2	1	0	2	1
	盲人用体温計(音声式)	1	0	1	2	1	1
	盲人用体重計	3	0	1	1	2	2
	盲人用血圧計	0	4	3	1	2	0
	小 計	18	19	21	15	17	28
情報・意志疎 通支援用具	携帯用会話補助装置	0	1	1	0	0	0
	情報・通信支援用具	1	0	2	1	0	3
	点字器	0	1	1	0	1	0
	点字タイプライター	0	0	0	0	1	0
	点字図書	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用ポータブルリーダー	2	3	4	1	2	4
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	0	0	0	0	0	0
	視覚障がい者用拡大読書器	1	2	1	2	2	1
	盲人用時計	3	2	3	3	0	3
	聴覚障がい者用通信装置	1	3	2	2	2	1
	聴覚障がい者用情報受信装置	0	0	0	0	0	0
	人工喉頭	3	17	13	19	14	7
	地デジ対応ラジオ	0	1	0	0	0	0
小 計	11	30	27	28	22	19	
排泄管理支 援用具	ストマ装具	813	782	915	912	889	805
	紙おむつ等	485	495	675	652	646	611
	収尿器	4	4	2	6	7	6
	洗腸用具	0	11	5	0	5	6
	小 計	1,302	1,292	1,597	1,570	1,547	1,428
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	0	2	4	3	2	1
	小 計	0	2	4	3	2	1
計		1,362	1,390	1,679	1,658	1,617	1,501

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(5) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方の外出のための移動支援は個別支援型で実施しており、登録事業所は58事業所(そのうち市内が13事業所)となります。

利用延人数は、増加傾向にあり、令和4年度では1,426人となっています。

【移動支援事業】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	1,154	1,120	1,273	1,299	1,369	1,426

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(6) 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターは、I型とIII型の2つがあります。

各センターでは障がい者の創作的活動や生産活動、地域との交流活動などを行っています。

【宜野湾市ひまわり共同作業所】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延べ人数)	1,471	1,574	1,673	1,294	1,102	1,298
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ●社協の清掃請負 ●お菓子の化粧箱組立て ●アルミ缶の回収・リサイクル ●社協の窓清掃 ●封筒のり貼り、袋詰め 					

資料：ひまわり共同作業所

【宜野湾市障害者地域活動支援センターはぴわん】

(単位：人、回)

事業内容	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数(延べ人数)	2,335	3,789	3,306	1,943	2,645	2,764
障害者相談支援	870	560	368	882	385	432
社会基盤との連携強化	133	163	169	60	50	106
ボランティア育成	17	28	99	93	158	153
地域啓発普及活動	113	46	101	76	78	103
医療・福祉との連携強化	37	39	53	29	24	27

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

※令和5年度からは地域活動支援センターTAPICに変わりました。

(7) 日中一時支援事業

利用延人数は、減少傾向にあり、令和4年度では202人となっています。

登録事業所は40事業所(そのうち市内が12事業所)となります。

【日中一時支援事業】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用延人数	676	556	507	327	187	202

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

(8) 障害者社会参加促進事業

障害者社会参加促進事業として、以下の①～⑤の事業を、宜野湾市社会福祉協議会に委託し、実施しています。

①点字・声の広報発行事業

文字による情報入手が困難な障がい者のために、市報や社協便り等の情報を「点訳サービス」と「朗読サービス」により提供しています。対象者はやや減少する傾向にあります。

【点字・声の広報発行事業】

(単位：人)

サービス種別	対象者(人)						事業内容
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
点訳サービス	8	8	9	7	6	5	市報、市議会だより、社協便り、ボランティア便り、身障協総会資料、専門書等の点訳・発送
朗読サービス	3	3	5	3	3	4	市報、社協便り、ボランティア便りの音訳・発送

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

②奉仕員養成事業

聴覚・視覚等の障がい者の交流活動、市の広報活動などの支援者を育成するために、「手話奉仕員養成講座」、「点字講習会」、「音訳ボランティア養成講座」を開催しています。

【奉仕員養成事業】

(単位：人)

講座名		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
手話奉仕員養成講座 (入門課程70時間)	受講者	—	28	—	23	23	—
	修了者	—	12	—	※新型コロナによる休講 で年度内修了できず	8	—
手話奉仕員養成講座 (基礎課程I・II)	受講者	19	—	14	—	—	10
	修了者	17	—	8	—	—	10
手話奉仕員養成講座 (スキルアップ講座)	受講者	16	—	7	—	—	10
	修了者	10	—	6	—	—	10
点字講習会 (全20回)	受講者	—	9	—	—	9	—
	修了者	—	8	—	※新型コロナウイルス緊急 事態宣言のため中止	9	—
音訳ボランティア養成講座	受講者	14	—	7	—	—	13
	修了者	11	—	7	—	—	10

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

③重度身体障害者移動支援事業（その他社会参加事業）

重度身体障がい者の外出時の移動を支援するため、リフト付き車両の貸し出しを行っています。延利用件数は年度により増減はあるものの横ばい傾向で、令和4年度は79件となっています。

【重度身体障害者移動支援事業】

（単位：件）

事業内容	延べ利用件数					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
リフト付き車両貸し出し	74	74	66	70	99	79

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

④地域アシスタント事業

知的障がい者・精神障がい者の日常生活の一部をサポートするために、活動協力員（サポーター）養成講座を開催しています。

【地域アシスタント事業】

（単位：人）

事業内容		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ふれあいサポーター養成講座	受講者	16	28	12	19	13	18
	修了者	7	10	11	16	9	10

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

⑤自動車運転免許取得・改造費助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成しています。助成決定は「自動車運転免許取得事業」が2人～6人で推移し、「自動車改造費助成事業」が1人～4人で推移しています。

【自動車運転免許取得・改造費助成事業】

（単位：人）

事業内容	決定者（人）					
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自動車運転免許取得事業	2	2	3	6	4	4
自動車改造費助成事業	3	2	1	4	3	2

資料：障がい福祉課（各年度末時点）

12. 特別支援保育・特別支援教育の状況

(1) 特別支援保育

市の全ての公立・認可保育所で特別支援保育を実施しており、対象となる児童は「宜野湾市特別支援保育審査委員会」において、特別支援保育が必要と判定された児童となります。対象となる児童は年々増える傾向にあり、令和4年度末時点で142人となります。

【特別支援保育対象児数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育所	11	15	13	11	11	15
法人保育園	92	94	115	126	120	127
合計	103	109	128	137	131	142

資料：保育課（各年度末時点）

(2) 特別支援教育

幼稚園、小中学校における特別支援教育の対象となる園児・児童・生徒数は年々増える傾向にあり、幼稚園から中学校までを合わせた人数は、平成29年度の447人から令和4年度では657人と、この5年間で1.47倍となります。

【特別支援教育受け入れ児童数】

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
幼稚園	44	47	37	41	41	41
小学校	311	357	419	471	513	477
中学校	92	118	120	106	125	139
合計	447	522	576	618	679	657

資料：教育委員会（各年度5月1日時点）

小中学校においては、普通学級における教育では十分な教育効果を上げることが困難な児童生徒のために、特別支援学級を設置しています。特別支援学級には知的、情緒、言語等の学級があり、在籍数は情緒、知的の学級の順に多い状況です。

【特別支援学級在籍児童数(小中学校)】

(単位：人)

	知的	情緒	言語	難聴	病弱	肢体不自由
小学校	211	250	9	2	5	2
中学校	59	77	0	0	2	1
合計	270	327	9	2	7	3

資料：教育委員会（令和4年5月1日時点）

資料2 第4次計画の取組の状況と課題の把握

点検 1 全ての市民が暮らしやすい社会づくりを進めるまち

(1) 相談支援の充実

1) 相談支援体制の充実及び質的向上推進

①相談支援体制の充実

(現状と課題)

令和4年度より地域の総合相談及び中核機関として基幹相談支援センターを直営で課内に設置。委託相談支援事業所においては令和3年度から2から3事業者へ委託となるが令和5年度より事業者都合により2事業所。

②相談支援の質的向上の推進

(現状と課題)

相談支援において実務を担う相談支援員と査察指導員間で個別ケースの支援等の進捗状況を共有。また委託相談支援事業所間においては事務局会議の場を設定し情報共有を図っている。令和5年度より本格稼働した計画相談員連絡会等の場を活用し各支援員の専門性を高めていく取組を実施しているところである。

定期的開催される場に参加できていない事業者へのアプローチや情報共有の図り方に課題がある。

地域においては、障がい者に関する困りごとのほか、生活困窮、こどもの貧困、ヤングケアラー、中高年でのひきこもりなど、子どもから高齢者まで複数の課題・支援対応を必要とする相談が見られ、世帯の困りごとを丸ごととらえ、支援につないでいく仕組みづくりも必要となっています。

③相談への啓発

市報や市ホームページにて相談支援に関する各種相談窓口について継続的に掲載し、もともとあった「障がい者福祉のしおり」を令和3年12月に様々な情報をより分かりやすく掲載するようした「宜野湾市障がい福祉ガイドブック」へリニューアルし、公開・配布した。

市ホームページでは常時掲載し情報更新も行っているが、市報では年1回程度しか掲載できていない。また、宜野湾市障がい福祉ガイドブックは令和3年12月に発行して以降更新しておらず、最新の情報が載っていない。

▶アンケート調査では

悩みや困りごとの相談相手・相談先については、「家族・親族」が66.8%と最も高く、次に「医療の専門家(医師・看護師など)」が20.0%、「友人・知人」が19.2%となっています。また、「障害者支援事業所」、「ケアマネジャー(介護の専門員)」、「市役所(職員、相談員)」の割合は10%前後となっています。

一方、「どこに相談したらよいかわからない」が5.6%、「誰にも相談したいとは思わない」が2.7%で、相談窓口の周知や相談することの大切さについて、本人や家族等に啓発を図る必要がうかがえます。

相談体制に望むことでは、「親身になって話を聞いてくれること」が35.7%と最も高く、次に「専門性の高い職員による相談が受けられること」が24.6%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が21.0%、「休日や夜間など緊急時の相談窓口の設置」が20.6%で、以上の4つの希望が、相談支援の大きなポイントとなっています。

2) 情報提供の充実について

① 広報手段を活用した情報提供の推進

市報にて自殺予防や自閉症に関する特集記事を掲載した。市ホームページでも相談支援体制や虐待防止や差別解消等その他多くの障がい福祉に関する情報を掲載している。市報に関しては、点訳ボランティアによる点字翻訳や、ホームページに掲載する市報の読み上げ機能などを実施し、視覚障がい者への配慮に努めた。

市公式 LINE による迅速な情報の周知を行った。

令和3年12月に宜野湾市障がい福祉ガイドブックを公開・配布した。

自殺予防週間の啓発等について市公式 LINE による情報発信も行っている

市ホームページでは障がい福祉に関する情報を常時掲載し更新も行っているが、市報への掲載や特集記事は年に1回程度しかできていない。市公式 LINE による情報発信の数は少なく、情報発信が不十分。

② ウェブアクセシビリティの向上

ウェブアクセシビリティのガイドラインに沿ったホームページ作成することで、障がい者が情報を取得しやすいように配慮している。

不必要なスペースは削除する等でアクセシビリティに沿った内容に変更する。ページを新規作成や更新する際は、公開前にアクセシビリティチェック機能で確認する。

③ 点訳・音訳サービスの推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、市報や市議会だより等の点訳・朗読サービスを実施している。

利用件数が年々減少してきている。

④ 難病患者へのサービス等周知の推進

令和3年に作成した「障がい福祉ガイドブック」において、「難病等に関する相談」の項目を設けて相談先の周知を行った。また、ホームページに難病の方向けのページも作成して情報発信している。

ガイドブック、ホームページ以外の情報提供について検討する必要がある。

⑤情報に関する相談支援体制の構築

各種手続きやサービスの窓口が記載された障がい福祉ガイドブックを作成し、必要な情報を確認・案内している。また、設置手話通訳者の配置、コミュニケーションボードを活用し、意思疎通が困難な方の支援を行っている。障がい福祉課以外の庁内窓口でも、手話通訳者が同行しきめ細かな対応ができています。

意思疎通を図るための適切な方法(配慮)について市職員への普及に対する取組が不足している。

⑥障害福祉サービス等の情報公表の推進

障害福祉サービス等の内容が利用者に行き渡るように施設や事業者に対し情報公表を促進している。情報公表がされている市内事業所は107カ所となっており、ほとんどの事業所が情報を公表している。

情報は公表されているものの、部分的に公表されていない内容等もある。

2) 意思疎通支援の充実

①意思疎通支援事業の推進

聴覚、言語機能、音声機能等の障害のために意思疎通に支障がある人を支援するために、手話通訳者や要約筆記者の派遣を実施している。また、障がい福祉課に設置手話通訳者を3名配置している。

②手話奉仕員・点訳奉仕員の養成推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、手話奉仕員及び点訳・音訳ボランティアの養成講座を実施している。手話奉仕員は、入門課程から始まり基礎課程、スキルアップ講座と2年間かけて養成する内容となっている。

聴覚障害・視覚障害等により日常生活上で意思疎通が困難な方の理解・支援につながった。

手話奉仕員養成の入口である入門課程の講座において、当初受講者は20名以上いたが、終了者が10名程度になってしまっている。参加者が最後まで受講継続していけるよう工夫が必要である。

③手話の普及に関する取り組みの推進

沖縄県手話言語条例に基づき、手話を使い生活を営むろう者とうろう者以外の者が、互いに理解し合える地域社会の構築を目指す必要がある。

市のアンケート調査でも「聴覚障がい者でコミュニケーション手段に手話を用いる方」は23.0%いる。

各種イベント・講演等に手話通訳者を派遣し同時通訳の実施や、手話に関するイベント等のポスター・チラシを庁内に掲示を行った。また、全国手話言語市区長会に加入し、各種事業の情報収集を行った。

市民が手話に接する場面を設け、手話に対する理解を広めることができた。

手話にふれたことがない方に対し、手話をもっと身近に感じ理解を深めてもらえるように取り組む必要がある。

④情報・意思疎通支援用具の給付

視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用時計、情報・通信支援用具等、障がいの情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具について給付を行っている。利用件数は減少傾向にある。

用具を必要とする方からの相談や申請について、説明の際に代理の方や手話通訳者を通してのやり取りになることが多い。より丁寧な説明を今後も継続する必要がある。

⑤軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の推進

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の聴覚障害のある18歳未満の児童の聴力の向上、言語の習得、コミュニケーション能力の向上を図るために、補聴器の購入費・修理費の一部助成を行っている。

▶アンケート調査では

市が令和3年に発行した「障がい者福祉ガイドブック」については、「名称も内容も知らない」が66.1%と最も高くなっています。

福祉や医療及びその他必要な情報の入手方法については、「家族・親戚」が43.1%、次に「医療機関」が25.1%、「テレビ・ラジオ・新聞」が24.1%となっています。また、「市の広報誌やお知らせ」が16.1%、「市の相談窓口」が15.1%となっています。一方、11.1%の方が「情報を得るところはない・知らない」と答えています。

情報の入手やコミュニケーションをとる上で配慮してほしいことについては、「知りたい情報について相談できる所がほしい」が32.1%と最も高く、次に「情報をわかりやすく説明してくれる人がほしい」が30.8%で、以上の2つが特に配慮が必要なポイントとなっています。

日常生活で悩んでいることや困っていることでは、「人とコミュニケーションがうまくとれない」が20.7%で、そのうち「知的障がい」が36.1%、「精神障がい」が38.0%と高く、知的や精神の障がい者とのコミュニケーションにおいては、周囲の人達による理解と配慮が特に必要と言えます。

3) 差別の解消及び権利擁護について

1) 差別解消・合理的配慮の普及啓発

①差別解消に向けた職員対応要領の作成と徹底

令和3年10月に『宜野湾市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領』を作成し、庁内イントラネットにて職員への周知を行った。障がいを理由とする差別解消や合理的配慮の指針となっている。(職員対応要領は、市ホームページでも公開)

職員対応要領には、具体例や対応例を盛り込み、また要領作成にあたっては、当事者である障がい者を有する方への意見聴取を行ったことで、実用的な要綱とすることが出来た。

今後も、定期的にイントラネットで周知を行っていく必要がある。

②事業者による差別解消の促進

障がい者に対する差別解消・合理的配慮について、これまで事業者においては努力義務であったが、令和6年4月より義務化された。今後も市ホームページや市報を活用した広報や、障がいサービス提供事業者が集まる連絡会等を活用した周知を行っている。

障がい者に対する理解・啓発に向けて継続的な周知活動が必要である。

③地域への差別解消の普及啓発推進

地域住民への差別解消や合理的配慮に関する情報提供については、市のホームページにて障害者差別解消法に関する情報を掲載している。ホームページ以外の媒体を活用した情報発信が課題となっている。

④選挙における配慮の推進

障がい者が選挙に参加しやすいように、段差のある投票所へのスロープの配置、各投票所への車椅子、障がい者用投票記載台、点字器、文鎮、老眼鏡等の配備などを行っている。

2) 権利擁護・虐待防止の推進

①成年後見制度の周知と利用支援の充実

「成年後見制度利用支援事業」では、成年後見開始の審判申立に要した費用及び後見人等に対する報酬の支払に係る費用の助成を行っている。

成年後見制度の利用が必要な方で、制度自体を知らない方も見られるため、制度の周知が必要である。また、国では、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定され、令和6年度までに各市町村による成年後見制度利用促進基本計画の策定及び中核機関の設置が求められている。本市においても成年後見制度利用促進に係る体制づくりを進める必要がある。

②日常生活自立支援事業の充実

権利擁護支援センター(宜野湾市社会福祉協議会に委託)にて、判断能力が不十分な高齢者・障がい者等に対して金銭管理や福祉サービス等の利用援助等を行い、高齢者や障がい者の権利

擁護を行っている。対応する生活支援員は、センターに登録された有償ボランティアとして活動する市民が担う。定期的(月1、2回程度)に利用者宅を訪問し、銀行での金銭の引き出しや必要な支払等を行っている。

本事業は沖縄県社会福祉協議会から市の社会福祉協議会が委託を受け、権利擁護支援センターで実施している。機能強化を図り、利用待機者の解消や生活支援員の確保を進める必要がある。

③虐待防止に向けた関係機関等の連携推進

障がい者虐待の予防や早期発見のために、迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援及び関係機関や民間団体との連携協力体制の整備を図っている。

今後も引き続き、虐待の予防と早期発見のために関係機関と連携しながら迅速に対応するとともに、地域での虐待の発見や予防について、啓発活動を行い、虐待防止の体制強化を地域に広げていく必要がある。

④虐待に関する広報啓発の推進

障がい者虐待に関する相談窓口については「宜野湾市障がい福祉ガイドブック」の配布やホームページへの掲載により市民に周知・広報している。また、通報や相談に個別に応じ、障がい者虐待の早期発見、対応につなげている。

虐待に関する相談はや通報件数は微増傾向にある。中には支援者以外の市民からの通報も含まれ、徐々に障がい者虐待に関する認知度が高まっている。

支援者や市民向けの勉強会の実施等、さらに障がい者虐待に関する認知度を高めるための対策が必要である。また、実際に支援するにあたって、児童分野、高齢分野、医療分野との連携も求められる。

▶アンケート調査では

成年後見制度、日常生活自立支援事業、障害者差別解消法、合理的配慮に対する障がい者本人の周知状況について、「名称も内容も知っている」は「成年後見制度」が18.6%と最も高くなっていますが、いずれも周知度は非常に低い状況です。

障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことについては、「ある」が22.6%となっています。

また、虐待を受けたと感じたことについては、「ある」が11.8%となっています。

(2) 地域で暮らす基盤の整備

1) バリアフリーの推進

①公共施設のバリアフリーの推進

市庁舎において、「沖縄県福祉のまちづくり条例」その他関係法令に基づき、障害者や高齢者の円滑な利用に配慮したバリアフリーを推進している。

公共建築物の新築等を行う際に障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮した施設整備を行っている。

新築、改築を行う際は障がい者に配慮した施設整備を行う必要がある。

公園整備を行う際に「沖縄県福祉まちづくり条例」、「バリアフリー」新法に則って整備を進めた。

②わかりやすい案内表示の整備推進

取組は未実施となっており、次期計画において継続して掲げ取組が実施できるように進める必要がある。

③ユニバーサルデザインの普及啓発

取組は未実施となっており、次期計画において継続して掲げ、取組が実施できるように進める必要がある。

▶アンケート調査では

外出するために必要なことでは、「歩道や建物の出入口などの段差解消」、「通路・階段の手すりの設置」、「障害者専用駐車場の整備」、「歩道に障害物(自転車や看板など)を置かない」、「障がいのある人が利用しやすいトイレの設置」について、身体障がい者のニーズが特に高く約20～30%程度あり、物理的なバリアフリーとともに、歩道に障害物を設置しないことへの配慮を求めています。そのほか、様々なことでバリアフリーの推進を求めています。また、「わかりやすい案内表示の設置(色使いや大きさ、絵文字など)」についても、約1割程度のニーズがある。

2) 外出・移動支援の推進

①外出時の同行支援の推進

同行援護、行動援護、重度訪問介護といった、障害福祉サービスや移動支援事業等を提供している。

②重度身体障害者移動支援の推進

重度身体障がい者が地域社会の一員として社会に参加し安心して地域生活が送れるよう、外出時の移動を支援するため、リフト付き車両の貸し出しを行う。運転ボランティアの成り手がいないため確保が必要である。

③自動車運転免許取得・自動車改造支援の推進

宜野湾市社会福祉協議会に委託し、障害手帳所持者に対する自動車免許取得費用の助成及び重度身体障害者に対する自動車改造費用の助成を実施している。

改造費用の助成については、「重度身体障害」で障がいの種別が「上肢、下肢又は体幹機能障害」が対象となっているため、対象となる障害の種別や程度の範囲について検討する必要がある。

▶アンケート調査では

外出しやすくなるために必要なことについては、「外出時に介助者や付き添いがいてくれる」が25.6%と「交通費助成の充実」が25.4%で高くなっています。

(3) 健康づくりの推進

1) 障がいの早期発見・予防

1) 妊産婦並びに乳幼児等の健康づくり推進

①妊産婦への保健指導の推進

窓口での妊娠届出時に全数専門職による面接を行い、母体の健康管理について相談支援を実施している。継続支援が必要な方は、子育て世代包括支援センターまたは地区保健師にて対応している。人員確保による保健指導の充実を図る必要がある。

精神疾患のある妊婦については、関係課と連携し、一緒に訪問を行っている。また、沖縄県精神保健班の保健師とも連携し、訪問等を行っている。相談、サポート体制があることの周知を行い安心して出産できるように努める必要がある。

②未熟児訪問指導の推進

専門職の保健師にて未熟児の全数について、訪問や電話相談等の支援を継続実施している。未熟児養育医療の手続き時に保健師と顔合わせすることにより、スムーズに支援に入っている。専門職の確保による充実が必要である。

③乳幼児健康診査の推進

生後3～5か月頃に乳児健康診査(前期)、生後9～10か月頃に乳児健康診査(後期)、1歳6か月頃の1歳6か月児健康診査、2歳5か月頃に2歳児歯科検診、3歳5か月頃の3歳児健康診査を行い、乳幼児の健康維持・向上を図っている。さらなる受診向上のための工夫を検討する必要がある。

④発達相談の推進

発達の遅れや発達が気になる子へ臨床心理士(公認心理師)または言語聴覚士による個別相談支援を実施し、適切なサービスや専門機関への紹介等実施している。

専門職が確保できず、相談回数の制限や相談できるまでに2～3カ月待つことがある。

⑤予防接種率の向上

来所による随時の接種相談や乳幼児健診会場でのチラシ配布と接種相談、市民や医療機関からの電話による接種の相談を受けている。

MR予防接種については、認可・認可外保育園、市内幼稚園に接種を呼びかけるポスター掲示を依頼。年に複数回、未接種者へのハガキにて通知を行っている。また、就学时健診会場外での接種を呼びかけるチラシ配布と相談を行っている。

LINE 等 SNS 活用の更なる充実による周知を図るほか、DX推進事業の活用を視野に入れ、予診票の電子化や母子モ等のアプリの利活用の推進が必要である。

▶アンケート調査では

身体障がいとなった原因については、「生活習慣病(脳疾患、糖尿病、心臓病など)」が 29.8%と最も高く、生活習慣病の予防が大きな課題であると言えます。

日常生活で悩んでいること等では、「自分の健康・病気の治療」が 49.6%と最も高くなっています。

発達障がいの診断を「受けている」子の、発達が気になったきっかけについては、「家族の気付き」が 31.9%と最も高く、次に「乳幼児健康診査」が 15.3%で、合わせると 47.2%と約半数を占めます。また、家族が障がいに気付かなかつたり、健康診査で発見できなかった子については、子どもの成長過程で、病院や保育施設、教育機関から指摘されることになっています。

2) 健康づくりの充実

2) 障がいの原因となる疾病の予防等の推進

①健康診査受診率向上対策の推進

若い世代の受診率向上のため、35歳や39歳にハガキの送付、小学校の保護者向けのチラシ配布など、広く健診、がん検診の普及・啓発を実施した。

特定健診の受診率向上のため、国保加入者の40～74歳に対し、令和4年度から3,000円分商品券を交付するインセンティブ事業(名称:Go!Go!とくとく特定健診キャンペーン)開始した。

また、受診環境拡充を図り、集団健診回数の増加や、集団健診オンライン予約を開始した。特定健診受診率が令和3年度に比べて令和4年度で約6%増加した。

令和4年度に実施したアンケートではキャンペーンの認知度が受診者の50.8%と低いため、周知の強化及び更なる受診率向上に取り組む必要がある。

②保健指導の推進

特定健診の結果から、生活習慣病発症リスクの高い者を抽出し、地区担当で保健指導や医療受診勧奨を電話、訪問、手紙等で実施している。また、その中で二次健診受診者に対しては、自身の血管の状態や糖代謝状況、心血管リスク等を確認してもらうなど、二次健診結果を用いた保健指導を実施している。

健診受診者数は減少しているが、特定保健指導率は沖縄県が目標としている60%を達成するなど、生活習慣の見直しや早期受診につなげることができている。

生活習慣病発症及び重症化予防に向け、指導率が維持・向上できるよう、体制強化や指導方法及び事業の見直しなどの工夫や検討を行う。

③生活習慣病の重症化防止の推進

特定健診結果に基づき、医療機関未受診者及び糖尿病治療中断者、糖尿病で通院中の者への個別支援として、専門職による訪問や来所での個別面談、保健指導を実施している。

糖尿病連携手帳を配布し、糖尿病専門医または腎専門医へ紹介しており、治療状況や今後の治療方針、検査データ等の情報を取得し、栄養指導等の指示を仰いでいる。

市内に専門医が少ない(糖尿病専門医が1人、腎専門医1人)、また、病診連携体制整備(糖尿病性腎臓病・CKD対策推進事業)に向けた検討が必要である。

④健康づくり普及啓発活動の推進

健康情報発信を、市報・チラシ、ホームページやSNS等で行っている。また、フィットネス教室・HELIMAS(健康づくり)教室・出前講座・琉球料理教室、食生活改善推進員主体事業の男性料理教室やママの料理教室、健康づくり推進員自主活動のウォーキング day 等、健康教育を行っている。

健康教育事業に関しては、出前講座や土曜日開催するなど、来所が困難な方や平日参加ができない層へ対応した。

集団健康教育に関しては、働き盛り世代は参加しやすくなったものの、リピーター多く、新規参加者や働き盛り世代、男性の参加促進など引き続き取り組む必要がある。

市立体育館、市立グラウンド、市立多目的運動場等の体育施設等の開放することで、市民の健康づくりにむけた活動を支援した。また、7月1日の市民の日は、各体育施設の無料開放を実施した。

3) 精神保健福祉の推進

①精神疾患への理解啓発の充実

精神疾患の理解促進のため、地域活動支援センターの地域との関わりや、地域活動する様子のパネル展等による啓発を行った。全市民が目にしやすい啓発方法を検討する必要がある。

②日中活動支援の推進

市内にI型とIII型の2か所の地域活動支援センターが設置されており、デイケアやナイトケア及び障害福祉サービス以外での生産活動や社会参加などの提供が行われている。センターを利用し、他者との交流機会が得られることで社会参加につながり、自身の生活リズムの安定にもつながっている。

機能強化事業の地域住民ボランティア育成、普及啓発等の事業の充実を図る必要がある。

③関係者による協議の場の設置

精神障がいの有無や程度に関わらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、

医療・福祉・介護・住まい・就労等地域での助け合いや普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」を進めるにあたり、関係者による協議の場設置が求められている。本市では令和5年度時点で未設置となっている。協議の場を設置し、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要がある。

点検 2 障がい者の自立支援に取り組むまち

(1) 療育・保育・教育支援の充実

1) 療育体制の充実について

1) 療育・保育体制の充実

①健診事後教室の推進（3歳頃）

毎月1回1歳から2歳未満の子を対象に健診事後教室(のびっこ親子教室)を実施している。教室への参加により、保護者は助言等が得られ、児の発達状況について、保護者と共有している。

1回の教室の人数制限があるため、希望者全員が参加できないことがある。また、3歳以降の教室がない状況にある。専門職(臨床心理士、保健師)の確保が必要である。

②3歳以上の療育の場の確保

相談員および委託相談員による対象児の状況把握やサービス利用の希望状況等を聴取し、サービス申請、利用へのつなぎを行っている。よりスムーズに申請に繋がられるよう、関係機関と日々情報共有や共通認識を図る必要がある。児童発達支援センターの整備も含めて、療育体制づくりが課題である。

③療育連携体制の充実

子どもの行動を理解し、行動療法に基づく効果的な対応方法を具体的に学び、話し合い、練習してより良い親子関係づくりと子どもの適応行動の増加を目指した学びの機会を設けている。

研修受講の効果について受講者からのフィードバックが未受講者へ展開される仕組み(ペアレントメンター)づくりの実施について検討が必要である。

研修受講者と子育てに悩んでいる保護者との交流の場の設定について今後検討が必要である。

④親子教室

親子教室は、令和5年度現在未実施となっている。今後、市の療育体制や発達支援体制づくりと共に実施検討が必要である。

⑤新サポートノート「えいぶる」の活用促進

発達に特別な配慮を要する児童の情報を記録し、保護者への理解・関係者間の共有に活用する新サポートノート「えいぶる」について、窓口に来所する保護者や関係機関の職員に対し、記入方法や活用方法の案内・提供を行っている。

新サポートノート「えいぶる」について利用希望や問い合わせが少ない印象を受ける。

窓口に来所する保護者や関係機関の職員に対し、積極的に案内していきたい。

公立幼稚園9園に副園長会にて各園一冊ずつ配布している。活用状況の把握を行い必要に応じて周知等図る必要がある。また、保護者が記入するには難しく継続記入は負担が大きい。「えいぶる」の良さや必要性、記入方法を確認する場の設定を行い、活用促進する必要がある。

⑥特別支援保育

各認可園に入所する特別支援を要する児童に対して、職員の加配を行っている。比率は1対1または3対1である。

特別支援保育を担当する職員向けの研修を行っているほか、年度末に特別支援保育担当者による報告会を開催し、対応方法などについての共有を図っている。

臨床心理士による巡回相談を認可外保育施設も含めて、市内全保育施設に対して行っている。

対象児童の増大に対して受け皿と臨床心理士数が不足している。支援を要する児童の一部は受け皿不足で入所でない状況にある。また、巡回相談のサイクル見直しや対象児童の選別を避けられない状態となりつつある。

加配認定後、児童の発達度が改善した際には加配を解除することで新規の加配児童の受け入れを目指したいが、在園施設からは加配の継続を望む意見が多く、受け皿が不足している。

⑦療育に関する保護者理解の促進

障がいサービスや相談支援、関係機関との連携により必要に応じて障がいサービス等の情報提供を行っている。早期の介入や支援に結びつけることにより、適切な療育や環境整備につなげられるよう、保護者への働きかけを行っている。

支援者との関わりがない世帯や保護者に対する支援に課題がある。

⑧サービス未利用家庭への支援の推進

複合的な課題(経済的な支援や保護者の事情等)に合わせた支援を行うため、他関係機関と連携し適切な支援を実施。加えて手帳取得や手当等の申請促しを行うことで対象世帯の課題解決を図った。

⑨サービス支給決定の迅速化促進

「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務」の要綱に基づき、サービスの支給申請、障害児支援利用計画案の提出依頼と案の受理、調査、通所支給要否決定を行っている。

新規申請件数が増加しており、調査や通所支給要否の判断に関わるマンパワー不足が懸念される。

2) 特別支援教育等の推進について

①幼稚園における特別支援教育の充実

教育支援委員会等を実施し、支援を要する子に支援担任、特別支援教育支援員を配置し、加配保育を実施している。また、一人ひとりの発達や支援に応じた個別の指導計画や週案、学級経営案等を作成し、細やかな支援を行っている。

幼稚園、小学校の連携だけでなく、保育施設や障害福祉サービス事業所等との連携を図り、支援体系の構築に努める必要がある。

②教育支援の推進

障がい懸念される幼児児童生徒について、小中学校及び幼稚園就園に向けて教育支援委員会を開催し、保護者面談、教育相談を実施している。

家庭保育で支援が必要な子について、関係機関と連携し、情報把握に取り組んでいる。

特別な支援を必要とする児童生徒へ適切な教育措置を行うための教育支援委員の選定及び質の向上を行う必要がある。

③学校における特別支援教育の充実

障がいのある児童生徒に対し、「個別の支援計画」を作成・活用し、教育的支援・指導を行っています。また、特別支援教育について、全ての教職員への研修の充実を図っています。

巡回相談は、心理士2名、指導主事1名だけでは十分な助言・指導が難しい状況にあります。

④教育相談・進路相談・職場体験の充実

特別支援学校高等部の志願前相談・学校見学・体験入学について各中学校との連携・情報提供を行ったほか、職場体験においての情報提供を行いました。職場体験について、生徒の特性に配慮した事業者や関係者との連携について対応することは難しい。

⑤放課後子ども教室の推進

障がいの有無に関わらず、全ての児童を対象に、学校の空きスペース等を活用した放課後の様々な体験活動や学習プログラムの機会を提供している。

保護者や地域住民参画のもと、宿題支援といった学習面のサポートや、お絵かき、三線、ものづくり、科学実験等の体験活動の機会を提供する

学校によって、放課後子ども教室を実施できる空き教室等の有無や、放課後コーディネーターを担える人材の有無に違いがあり、全小学校での実施は難しい。

⑥放課後児童クラブの推進

公立の放課後児童クラブでは、障がいのある子を継続して受け入れました。

また、民間の放課後児童クラブに対しては、補助金を活用し障がいのある子の受け入れを促進しました。

人員不足により職員の配置ができず、障がいのある子を受け入れできない場合があります。

⑦障がいへの理解を深める教育の推進

小中学校において、特別支援学級と通常学級の児童生徒の交流及び共同学習を計画的に実施した。また、居住地交流も実施した。

全職員でのインクルーシブ教育の理念に基づく具体的指導の実践を行う必要がある。

⑧保育所等訪問支援の推進

集団生活への適応が困難な児童に対し、専門職が直接または間接的に対象児の障害特性にあった助言を保護者や関係機関の職員に行うことで、円滑に集団生活を過ごすことが出来ている。

保育所等訪問支援を実施後、障がい児や関係機関に与えた効果を評価出来る書類等を事業所へ求めている段階である。

▶アンケート調査では

保護者が望む子どもの保育・療育・教育については、「能力や障がいの状態に応じた指導を充実させてほしい」が64.4%と高く、次に「障がいを持っていない子ども達に障がいへの理解を深めてほしい」が63.5%となっています。

(2) 生活支援の充実

1) 住まいの確保・充実について

1) 住まいの整備・確保等推進

①障がい者の入居に配慮した市営住宅の整備推進

市営住宅の新築等を行う際に障がい者や高齢者等の円滑な利用に配慮した施設整備を行う。住戸内トイレのバリアフリー化を図ることができた。

②住環境の改善に関する相談支援の充実

身体障害者手帳の新規交付時に、日常生活用具の「障害種別該当サービス一覧表」を提供して周知を行っている。また、市ホームページで給付の種目・対象者等を掲載している。

必要な方へ周知が行き届いているか、わかりやすい内容になっているか、今後も検討を行っていく必要がある。

③居住系サービスの整備推進

グループホーム等整備補助事業は、現在、休止している。

市内及び周辺自治体にGHが増えてきたことから当初の不足が解消されつつある。

平成29年4月1日時点では市内のグループホームは5施設、令和5年9月1日時点では13施設。(沖縄県障害福祉課ホームページより)

④重度身体障害者住宅改造費助成事業の推進

重度心身障がい者に対し在宅での生活を支援するため、居室・浴室・洗面所等の住宅改造に必要な経費を助成します。

⑤住宅入居等支援事業の導入

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援する事業である。

ここ5年間の実績はない。これまで、相談支援を行ってきた中で、他の制度やサービス利用で制度利用まで至っていない場合もある。

他の自治体では、保証協会などへ委託してこの事業を実施しているところもある。

▶アンケート調査では

現在の住まいに「住み続けたくない」または「住み続けたいが、住み続けるのは困難だと思う」と答えた理由について、「住宅が老朽化している」が30.7%と最も高く、次いで「段差があるなど住むのに適していないから」が22.6%、また割合は低い「自宅での介助は家族が大変だから」、「住宅が狭く、生活や介助されるのに適していないから」、「自宅で自分を介助してくれる家族などがいないから」といった理由があり、障がいに適した住宅の確保や在宅介助・在宅生活の困難さがうかがえる。

「段差があるなど住むのに適していないから」「住宅が狭く、生活や介助されるのに適していないから」と答えた方の、「住宅改修費(地域生活支援事業)」や市の「住宅改造費助成事業」を利用した、住宅改善の可能性については、改善できると「思わない」が35.6%と最も高く、次に改善できると「思う」が30.5%、「わからない」が25.4%となっています。

「わからない」と答えた方については、住宅改修に関する相談支援の可能性が考えられます。

2) 福祉サービス等の充実について

①訪問系サービスの充実

居宅介護(身体介護、家事援助、通院等介助)や重度訪問介護を実施している。訪問系サービスの決定は年々増加傾向にあるが、その担い手となる介護従事者不足が深刻であり、支給決定を受けても対応できるヘルパーがいないという課題もある。

②日中活動系サービスの充実

障がい福祉ガイドブックの作成、周知等を行い、就労定着等の日中活動サービスの利用促進を図る。

相談業務を通し、日中活動の場が確保できるよう事業所と連携。

③居住系サービスの充実

相談員を中心に事業所情報の提供や、事業所の空き状況などの連絡、調整を図っている。

人員不足等により閉所するグループホームも出てきており、利用者のその後の入居先の調整が難航している。

県内では、自立生活援助の指定を受けている事業所が3カ所しかなく、市内には1カ所もないので、今後、社会資源の開発に取り組む必要がある。

④地域移行・定着支援の推進

住まい・暮らし部会において地域移行及び地域定着支援に向けて調査・研究の取組を行った。また委託相談員等と連携し地域移行や定着に向けて取組みを実施した。

長期入院、施設入所者の高齢化は顕著で、障がい者で高齢の方の支援は、障害サービスと介護の併用に向けて柔軟な連携体制の構築が不可欠。

⑤サービスの質的向上の促進

障がいサービス提供事業者に対する集団指導を実施している。実施指導及び専門部会や連絡会の取組について事業者や支援者間での考え方等に乖離がありまとまりに課題がある。

⑥地域生活支援拠点等の整備検討

地域生活支援拠点等の整備に向けて専門部会において調査・研究を行っております。市内外の社会資源を活用し面的な整備の構築を目指しているが、未実施である。

▶アンケート調査では

現在利用している障害福祉サービスについては、「いずれも利用していない」が 50.9%と半数を占め、利用しているサービスとしては「就労継続支援(B型)」と「生活介護」が比較的多い状況です。

就学前の子どもが平日の日中過ごしている場所は、「児童発達支援事業所」が 75.0%と最も高く、次に「児童発達支援センター(療育医療センター)」が 37.5%、「自宅で過ごしている・家族と過ごしている」が 25.0%、「認可保育所」が 18.8%となっています。

放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方は、「放課後等デイサービスに行く」が 67.5%と最も高く、次に「自宅で家族と過ごすことがほとんど」が 48.1%、「自宅で一人または兄弟と過ごすことがほとんど」が 23.4%となっています。

3)

①障がい児支援の拡充

重症心身障害児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施している。

本市では、「居宅訪問型児童発達支援」の指定を受けている事業所はない。

県内で3か所(宮古島市、うるま市、豊見城市に各1カ所)指定あり。

②障害児通所支援の質の向上

サービスを提供する障害児通所支援事業所に対し、問合せや提出書類等に関し適宜ガイドラインに沿った説明を行った。

情報の公表がされている市内事業所は 107 か所となっており、ほとんどの事業所が情報を公表されている。

③児童発達支援の充実

市内の事業所へ助言し、保育所等訪問事業の拡充などの児童発達支援センターとしての機能確保に取り組んだ。

児童発達支援センター設置に向けた、市の具体的な方針を確立するための協議の場を設置する必要がある。

④主に重症心身障がい児を支援する通所事業所の確保推進

重症心身障がい児を受け入れてもらえる事業所が少ない状況で市内事業所との連携・調整等も実施できていない状況です。

市民相談への対応は、現状では、市外の事業所等の案内を行っている。

⑤医療的ケア児支援の充実

障がい福祉課(基幹相談支援センター)に医療的ケア児コーディネーター1名が配置された。

関係機関と連携し、医療的ケアを必要とする児童及び保護者に対してアンケート調査を実施。令和5年度中に協議の場を設置として医療的ケア児支援協議会を立ち上げていく。今後、アンケート調査結果の分析及び施策を検討していく。

4) 生活安定のための支援の推進

①自立支援医療の推進

自立支援医療制度に基づき、育成医療、更生医療、精神通院医療について、医療にかかる自己負担額の軽減を図る。また、制度の周知と適切な利用を支援している。

②補装具費の支給推進

補装具を必要とする身体障害者手帳の交付を受けている方及び難病患者等が対象であり、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具について、障害種別に応じた補装具の購入又は修理に要した費用を支給している。

③日常生活用具給付等事業の推進

身体障害者手帳、療育手帳の交付をうけた障がい者・障がい児、及び難病患者等を対象とし、日常生活の便宜を図るために特殊ベッド、手すり、入浴補助用具等の給付を行っている。

日常生活用具の給付要件(種目・対象者・基準価格等)が、障害者の現状に合った給付内容となっているのか、定期的に見直す必要がある。

④手当の支給推進

障がい者等の介護における経済的な負担軽減を図るために、特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給を行っています。

⑤重度心身障害者(児)医療費助成の推進

宜野湾市内に住所があり、身体障害者手帳1級・2級もしくは療育手帳A1・A2に該当する方が、病院や薬局などで、各医療保険を使って支払った一部負担金および入院時の食事療養費の半額を助成している。

⑥小児慢性特定疾病児日常生活用具給付の推進

在宅の小児慢性特定疾病児(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

による施策の対象とならないものに限る。)に対し、日常生活用具を給付している。

対象者は主に利用している病院からの案内で申請の相談につながっている。引き続き周知をしていくことと、丁寧な制度の説明が必要である。

5) その他生活支援の推進

①地域活動支援センター事業の充実

I型は、基礎的事業の1日20名の利用について達成が厳しい状況。

III型は、1日10名の利用について概ね達成し、生産活動も安定している。

I型は、基礎的事業の1日の利用者の達成と機能強化事業の更なる推進が課題。

②日中一時支援事業の推進

障がい児・者の家族の就労支援や介護負担軽減を図れるよう、障がい児・者が日中帯に活動できる居場所づくりのため当市での事業所登録を促している。

令和4年度については3か所の事業所登録を行い、事業所より登録申請の確認があった場合にはその都度登録方法について積極的に促している。

③一時預り(仮称)体制の構築

関係機関と制度設計に関する協議の実施まで至っていない。夜間、早朝の利用ニーズについて、これまで相談・実施等はなし。現行のサービス(放課後等デイサービスや児童発達支援及び短期入所)にて、世帯のニーズにあったサービス利用が出来ていると考えられる。

④身体障害者福祉電話設置事業

低所得世帯で外出困難な在宅の重度身体障がい者に対し、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保として福祉電話を設置し電話料金を給付している。

(3) 就労支援の充実

1) 就労支援対策の実施・充実について

1) 就労支援の推進

①一般就労移行支援の充実

就労移行支援及び就労継続支援について、サービス事業所で提供している。就労定着支援については利用数が増加傾向にあり、一般就労への定着に向けた支援を行うことができている。

就労定着支援の標準利用期間は3年となっており、それ以降も支援を要する際の支援の組み立て方が課題である。

②就労継続支援の充実

就労継続支援の利用者数は毎年増加傾向にある。また、特別支援学校を卒業後すぐに就労継続支援を利用する方も年々増えつつある。

③障害者優先調達推進

障害者優先調達推進法第9条第1項に基づき宜野湾市障害者優先調達推進方針を定め、宜野湾市行政から市内障害者就労施設等への受注の機会を確保し、市内の障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図っている。

実績金額は増加しているものの件数の増加は乏しく、毎年同じ障害者就労施設からの調達しえない状況。調達件数の増加も図る必要がある。

④検定講座の推進

令和2年度まで、障がい者就労支援をNPO法人へ委託し、障がい者を含む就職困難者に対し、パソコン等の検定講座を行い、資格取得及び就労支援につなげた。

⑤市の障がい者法定雇用率の維持

令和4年度、令和5年度と本庁部局、教育委員会、上下水道局それぞれで法定雇用を達成することが出来た。

⑥就労に関する情報提供等の推進

コロナ禍となり、有効求人倍率が1倍を下回り、雇用情勢の悪化により、求職者数が増加した。求人システムのオンライン化図られ、検索や相談自体は増傾向にある。ふるさとハローワークの実績としては、就職件数も少しずつ上昇傾向にある。(障がい者に特化した統計はなし。)

⑦一般雇用の促進

沖縄労働局からのパンフレットやポスターを庁内に掲示し、ホームページで情報発信を図った。

市内企業の法定雇用率の遵守や中小企業における障がい者雇用の促進に向けて、雇用に関わる助成制度等について、各種情報媒体を活用し、普及・発信を図る。

▶アンケート調査では

現在の就労状況については、「以前は働いていたが、今は働いていない」が45.5%と最も高い。次に「働いている」が33.4%で、「働いている(体調などが悪くて一時的に休職している)」の1.3%を合わせると34.7%が現在働いています。

働いている障がい者の就労形態は、「就労継続支援事業所に通っている」が36.5%と最も高く、次に「パート・アルバイトをしている」が23.7%、「正規職員として働いている」が17.4%となっています。

働いている障がい者が、仕事をする上で困っていることについては、「給与・工賃などの収入が少ない」が19.9%と最も高く、次に「精神的な負担が大きい」が16.2%、「職場の人間関係」が15.8%、「身体的な負担が大きい」が13.3%となっています。

また、「障がいに対する職場の理解不足」や「困っていることに対し相談や援助をしてくれる人がいない」ことで悩んでいる障がい者が、それぞれ5.0%、4.6%います。

(4) 学習・余暇活動の機会・場の充実

1) 生涯学習活動等への参加促進について

①スポーツ・レクリエーション活動の推進

市立体育館、市立グラウンドともに令和5年8月1日時点では、改修等の設計が完了(市立体育館は令和5年度より改修工事に着手し、令和6年度に完成予定。市立グラウンドは令和7年度の整備工事着手予定)。

スポーツ推進委員の派遣を行っている。スポーツ推進委員の人数が足りていないため、各団体からの要望の人数を派遣できていない。本市のスポーツ推進委員の定数 25 名に対し、現在 14 名となっている。

②学習・文化・芸術活動等の推進

生涯学習講座並びに文化振興事業のチラシやパンフレットを市報や市ホームページ等へ記載し情報発信を図った。

③図書館利用の推進

デージー図書及び市報の点字については寄贈を受けている。

録音図書については、優先的に受入れするように努めた。

また、視覚障がい者のみの利用が少ないことから、情報提供等の方法についての検討が必要と思われる。

④障がい者福祉団体の活動支援

市内の社会福祉活動や更生活動を目的とする団体への補助金と、県内団体への市負担金を交付し、障がい福祉の向上を図っている。

⑤行事等への参加支援

同行援護、行動援護及び重度訪問介護、意思疎通支援事業、移動支援事業を実施している。

地域社会の住民に対して障がい者などに対する理解を深めるための研修及び啓発事業は実施しているが、行事等を開催する関係者を対象者とした理解啓発事業は実施していない。

⑥親子交流機会の創出支援

親子交流機会については、未実施となっている。

(1) 地域社会における共生

1) 障がいについての理解の促進

1) 障がい及び障がい者理解の促進

① 広報活動による理解促進

障がい福祉ガイドブックの発行や各種週間における啓発活動、市ホームページからの情報発信など広報活動による理解促進を図っている。

② 地域組織への理解促進

地域組織への理解促進を図る取組が出来ていない。
コロナ禍で自粛した部分もある。

③ 交流活動による地域理解の促進

市、障害サービス事業所、関係団体等が連携して、各種イベントへ障がい者が参加できる仕組みを構築する必要があるが、具体的な取組は実施できていない。

④ 共生社会条例・手話言語条例等の普及啓発

市ホームページから県共生社会条例や県手話言語条例関連の情報にリンクできるようにした。
市ホームページでは障がい福祉に関する情報を常時掲載し更新も行っている。共生社会条例や手話言語条例関連の情報にリンクしているが、積極的に広報ができていない。

▶ アンケート調査では

5年前と比べて、障がい者に対する地域の理解・認識の深まりについては、「何も変わらない」が50.9%と最も高く、次に「深まっていると思う」が22.6%となっています。一方、「低くなっていると思う」が3.0%となっています。

就学後の子どもの保護者に対する質問として、5年前と比べて障がいのある子に対する、地域の理解・認識は深まっているかについては、「わからない」が39.8%と最も高く、次に「何も変わらない」が30.7%となっています。

一方、「深まっていると思う」が18.2%、「低くなっていると思う」が1.1%となっています。

(2) 支え合いのまちづくりの推進

1) ボランティア活動等の充実

2) 支え合えるまちづくりの推進

①障がい者のニーズに即したボランティア活動の推進

ボランティアコーディネーターと連携して、障がい者の居宅の清掃作業を地域ボランティアの方々、障がい福祉課、保護課、社協と共に実施した。

新型コロナウイルス感染症拡大等により、ボランティア活動に制限がかかることが多かった。

②チュイシージーセンター及び地域との連携推進

地域から気になる知的障害者の情報提供を受け、地区相談支援員が訪問、面談によりサービスにつなげた。

地域支え合い活動委員会の活動から挙がる地域課題について、社協の地域福祉コーディネーターと連携し行政各課や関係機関と解決に向けた協議や調整を行っている。

地域で支援を必要としている方は、複合的な課題を抱えていることが多いため、各制度への繋ぎ方など今後も経験を積んでいく必要がある。

▶アンケート調査では

市民への調査では、障がいのある人が暮らしやすくなるために、地域による手助けやボランティア活動などの必要性については、「必要だと思う」が 87.4%とほとんどで、「わからない」が 8.2%となっています。

(3) 災害時対策等の推進

1) 防災対策の推進

①防災に関する知識の普及啓発

防災士養成講座(R 1～R 3)94名、防災リーダー養成講座(R 4)32名、沖縄県、宜野湾市主催の津波避難訓練にて、多数の参加者あり。避難所数 56 か所、福祉避難所 13 か所確保。

②災害時避難行動要支援者の避難支援の充実

令和 5 年 3 月「宜野湾市避難行動要支援者支援計画」策定。個別計画作成における課題点等を関係団体等よりヒアリング行った。

制度の周知を行い、個別避難計画への理解や、平常時からの対策(避難訓練や避難経路の確認等)の重要性について、行政、支援者、支援対象者で共通認識を図る必要がある。

③障がい者の参加する防災訓練の実施

未実施となっている。

④障がい者に対応した避難所の整備推進

今年度より、災害時要支援者に対応した備蓄物資(おむつ等)の備蓄を始める。

⑤障がいの特性に応じた災害情報伝達手段の普及

災害情報の多様化については、防災行政無線だけでなく、テレビでのテロップ、ラジオ放送、SNS等での発信を実施している。多言語に対応していない。

⑥自主防災組織の立上げ推進

令和3年度までに23自治会にて自主防災組織が立ち上がった。

▶アンケート調査では

台風や地震、大雨などの際、避難することへの不安感については、不安が「ある」が37.5%、「特にない」が53.9%となっています。

災害時の避難に不安が「ある」と答えた障がい者の、具体的な不安については、「避難先や避難ルートがわからない」が47.3%と最も高く、避難所の周知強化に努める必要があります。次に「避難所の設備が障がいのある人に対応しているか不安」が41.5%、「避難所で必要な介助を受けられるか不安」が34.6%となっています。

避難所における設備や介助に不安を感じている障がい者が多いことから、避難所の設備や対応等についても周知を図るとともに、安心して避難できるよう避難所における設備や介助体制の充実を図る必要がうかがえます。

市の避難支援を受けるためには、障がい者自身の情報を関係機関で共有することになっていますが、これに対しては「同意したい」が40.9%、「同意しない」が45.8%となっています。

市の避難支援における情報共有に「同意しない」と答えた理由については、「今のところ家族などの支援があるから必要ないと考えているから」が50.9%と最も高く、次に「自力で避難できると思うから」が35.8%で、特に支援の必要がない障がい者が多い。

一方、「どういう支援が受けられるのかわからないから」が26.1%、「個人の情報を知られることになるから」が23.9%となる。

2) 消費者被害保護対策の推進

①消費者被害防止の情報提供の推進

消費者庁、国民生活センター、沖縄県消費暮らし安全課等と連携し、消費者被害に関する情報を把握するとともに、福祉総務課(民生委員児童委員含む)や介護長寿課(包括支援センター含む)等関係機関への情報提供及び市報や市公式SNSにて市民に注意喚起の情報発信を行った。また、市民を対象とした講座も実施した。

②消費者被害防止の啓発の推進

相談があった際の関係機関との連携。事例はなし。

資料3 第5次宜野湾市障がい者基本計画・宜野湾市第7期障がい福祉計画
及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画策定経緯

日時・場所	会議名	内容
令和5年7月10日(月) 10:30~12:00 多目的会議室A・B	第1回宜野湾市地域 自立支援協議会	「第5次障がい者基本計画」、「第7期障がい福祉計画」及び「第3期障がい児福祉計画」について ・意見聴取
令和5年7月27日(木) 10:00~12:00 庁議室	第1回宜野湾市地域 福祉計画懇話会	○市長からの諮問 ○障がい者基本計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の概要説明
令和5年9月15日(金) ~30日	作業班	○第4次計画評価シート作成
令和5年10月2日(月) 10:30~12:00 多目的会議室A・B	第2回宜野湾市地域 自立支援協議会	○第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の進捗と評価について ○第5次宜野湾市障がい者基本計画並びに宜野湾市第7期障がい福祉計画及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画におけるアンケート調査項目について
令和5年11月6日(月) 13:15~15:15 第三常任委員会室	第1回検討委員会	(1) 計画策定の概要について (2) 宜野湾市の障がい福祉の概要について (3) 現行計画の評価について (4) 今後のスケジュールについて
令和5年11月9日(木) 14:00~16:00 第三常任委員会室	第1回専門委員会	(1) 計画策定の概要について (2) 障がい福祉の概要について (3) 現行計画の評価について
令和5年12月11日(月) ~12月27日(水)	市民アンケート 調査	○在宅障がい者 694件/1,578件(44.0%) ○在宅障がい児 104件/349件(29.8%) ○施設入所者 62件/81件(76.5%) ○一般市民 389件/1,400件(27.8%)
令和6年1月31日(水) 13:15~15:15 第三常任委員会室	第2回専門委員会	○市民アンケート結果報告 (1) 第5次宜野湾市障がい者基本計画素案について (2) 宜野湾市第7期障がい福祉計画素案及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画素案について (3) その他(今後の日程について)
令和6年1月18日(木) ~1月23日(火)	作業班	第5次宜野湾市障がい者基本計画素案シート作成
令和6年2月5日(月) 13:15~15:15 庁議室	第2回検討委員会	○市民アンケート結果報告 (1) 第5次宜野湾市障がい者基本計画素案について (2) 宜野湾市第7期障がい福祉計画素案及び宜野湾市第3期障がい児福祉計画素案について (3) その他(今後の日程について)

日時・場所	会議名	内容
令和6年2月20日(火) 13:15~15:15 第二会議室	第3回検討委員会	(1) 第5次障がい者基本計画素案について (2) その他(今後の日程について)
令和6年2月29日(木) 13:15~15:15 庁議室	第3回専門委員会	(1) 第5次障がい者基本計画素案について (2) その他(今後の日程について)
令和6年3月4日(月) ~ 3月18日(月)	パブリックコメント	意見0件
令和6年3月27日(水) 10:00~11:00 庁議室	第2回懇話会	○専門委員会から懇話会へ報告 ○答申(案)について
令和6年3月27日(水) 11:00~ 庁議室	答申	懇話会から市長へ答申

専門委員会 3回

検討委員会 3回

自立支援協議会へ意見聴取 2回

市民アンケート 総数3,408件 回収1,204件 回収率35.3%

資料 4 宜野湾市地域福祉計画懇話会設置規則

平成 9 年 4 月 1 日

規則第 16 号

改正 平成 12 年 7 月 21 日規則第 38 号

平成 17 年 9 月 15 日規則第 17 号

平成 18 年 9 月 22 日規則第 42 号

平成 24 年 3 月 30 日規則第 10 号

平成 25 年 3 月 1 日規則第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例(昭和 55 年宜野湾市条例第 9 号)第 3 条の規定に基づき、宜野湾市地域福祉計画懇話会(以下「懇話会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 懇話会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の基本的及び具体的な考え方について調査し、及び審議する。

- (1) 地域福祉に関する計画策定に関すること。
 - (2) 障害者福祉に関する計画策定に関すること。
 - (3) 児童福祉に関する計画策定に関すること。
 - (4) 高齢者福祉に関する計画策定に関すること。
 - (5) その他前各号に掲げるもの以外の福祉に関する計画策定に関すること。
 - (6) 前各号に掲げる計画の点検評価に関すること。
- (平 12 規則 38・平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正)

(組織)

第 3 条 懇話会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体の構成員
- (3) 社会福祉団体の構成員
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認めた者

(平 18 規則 42・平 24 規則 10・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が任命され、又は委嘱された時における当該身分を失った場合は、委員の資格を失うものとする。

3 委員の再任は妨げない。

(平 12 規則 38・平 17 規則 17・平 18 規則 42・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(平 18 規則 42・一部改正)

(会議)

第6条 懇話会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 懇話会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、懇話会における審議の参考に供するため、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門委員会)

第7条 懇話会は、特定の事項を調査及び審議させるため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、12人以内の専門委員をもって組織する。

3 専門委員は、次に掲げる者のうちから、会長が選任し、市長が委嘱する。

(1) 懇話会の委員の中から会長が指名する者

(2) 委員以外で第2条の審議事項に精通する者

4 専門委員会に、委員長及び副委員長を置き、専門委員の互選によってこれを定める。

5 委員長は、専門委員会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

6 前項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が会長の同意を得て定める。

(平24規則10・一部改正)

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、地域福祉計画を所管する課において処理する。

2 専門委員会の委員会の庶務は、第2条に規定する審議事項の各担当課において処理する。

(平24規則10・全改、平25規則6・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し、必要な事項は会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成12年7月21日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月15日規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年9月22日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日規則第6号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

資料5 宜野湾市地域福祉計画懇話会 委員名簿

	氏名	所属	備考
1	うえち たけあき 上地 武昭	沖縄大学名誉教授 おきなわ地域福祉研究会	1号委員(学識経験者)
2	まつまえ ひでゆき 松前 英行	沖縄福祉保育専門学校	1号委員(学識経験者)
3	ふじわら ともこ 藤原 朋子	宜野湾市商工会	2号委員(市民団体の構成員)
4	ちねん みねこ 知念 峯子	宜野湾市民生委員 児童委員連絡協議会	2号委員(市民団体の構成員)
5	ちねん けいこ 知念 桂子	宜野湾市自治会長会 (喜友名自治会)	2号委員(市民団体の構成員)
6	なかなだかり みつる 仲村渠 満	宜野湾市 社会福祉協議会	3号委員 (社会福祉団体の構成員)
7	みやぎ てつや 宮城 哲哉	宜野湾市地域活動支援センター TAPIC	5号委員 (その他市長が必要と認めた者)
8	まな い あつし 真名井 敦	特定医療法人アガペ会 地域医療包括ケアセンター	5号委員 (その他市長が必要と認めた者)
9	たまき くみこ 玉城 久美子	地域包括支援センター かいほう	5号委員 (その他市長が必要と認めた者)
10	おかだ ひろよ 岡田 洋代	宜野湾市福祉推進部長	4号委員 (行政機関の職員)

資料6 宜野湾市地域福祉計画懇話会 専門委員会名簿

	氏名	所属	摘要	備考
1	上地 武昭	沖縄大学名誉教授おきなわ地域福祉研究会	第7条第3項 第1号	懇話会委員長 学識経験者
2	松前 英行	沖縄福祉保育専門学校 校長	第7条第3項 第1号	懇話会委員 保育
3	藤原 朋子	宜野湾市商工会 理事	第7条第3項 第1号	懇話会委員 地域・市民団体 商工・労働
4	知念 桂子	宜野湾市自治会長会 会長	第7条第3項 第1号	懇話会委員 地域 市民団体
5	仲村渠 満	宜野湾市社会福祉協議会 事務局長	第7条第3項 第1号	懇話会委員 自立支援協議会委員 権利擁護部会長 社会福祉 団体
6	宮城 哲哉	宜野湾市地域活動支援センター TAPIC センター長	第7条第3項 第1号	懇話会委員 自立支援協議会委員 住まい・暮らし部会長 医療関係
7	知念 峯子	宜野湾市民生委員児童委員 連絡協議会	第7条第3項 第1号	懇話会委員 地域・市民団体 商工・労働市民団体
8	伊佐 智樹	社会福祉法人ハイジ福祉会 障害者支援施設グリーンホーム 施設長	第7条第3項 第2号	自立支援協議会委員 計画相談 支援部会長 障害者入所施設
9	金城 智子	宜野湾市手をつなぐ親の会 会長	第7条第3項 第2号	自立支援協議会委員 保育・教育・ 療育部会長 当事者及びその 家族
10	松本 勝利	教育委員会指導部次長兼学務 課 x 超	第7条第3項 第2号	自立支援協議会委員 行政機関
11	島袋 喜美恵	福祉推進部福祉担当次長兼福 祉総務課長	第7条第3項 第2号	自立支援協議会委員 行政機関

資料 7 宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱

平成 8 年 7 月 17 日

訓令第 15 号

改正 平成 10 年 5 月 29 日訓令第 12 号

平成 16 年 3 月 23 日訓令第 1 号

平成 17 年 9 月 16 日訓令第 13 号

令和 4 年 3 月 25 日訓令第 17 号

(設置)

第 1 条 宜野湾市地域福祉計画の策定に必要な検討を行うため、宜野湾市地域福祉計画検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会の所掌事務は次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者福祉計画案の策定に関する事。
- (2) 児童育成計画案の策定に関する事。
- (3) 高齢者保健福祉計画に関する事。
- (4) その他、本市の社会福祉事業の総合的施策の計画案の策定に関する事。

(組織)

第 3 条 検討委員会は、地域福祉計画を策定する担当部署(以下「担当部署」という。)の次長及び関係部署の課長をもって組織し、委員は市長が任命する。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に担当部署の次長、副委員長に関係部署の次長をもって充てる。

- 2 委員長は検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。

(作業班)

第 6 条 検討委員会の下に、計画案に係る具体的な事項を調査・検討させるため作業班を置く。

- 2 作業班は、担当部署の係長、関係部署の係長又は職員で組織し、班員は市長が任命する。ただし、市長が必要と認めるときは、職員以外の者を班員に委嘱することができる。
- 3 作業班に班長を置き、班員の互選により、これを決める。
- 4 班長は会議を招集し、その議長となる。
- 5 班長は作業班を代表し、会務を総理する。
- 6 班長は、必要に応じ、作業班以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 7 班長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ班長の指名した班員がその職務を代理する。
- 8 作業班は、班長の指示により特定事項の調査・検討を行う専門会議を開催することができる。

(庶務)

第 7 条 検討委員会及び作業班の庶務は、第 2 条各号に定める計画案を担当する部署において行う。

(地域福祉計画原案の諮問等)

第 8 条 検討委員会で策定した地域福祉計画の原案は、市長が宜野湾市地域福祉計画懇話会に諮問し、答申を受けるものとする。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年5月29日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の第7条第3項、第8条、別表第2及び別表第3の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則(平成16年3月23日訓令第1号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年9月16日訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月25日訓令第17号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の宜野湾市地域福祉計画検討委員会設置要綱の規定は、令和3年7月28日から適用する。

資料 8 宜野湾市地域福祉計画検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属	会役職	備考
1	島袋 喜美恵	福祉推進部 福祉担当次長 兼福祉総務課長	委員長	
2	浜里 郁子	福祉推進部 こども政策担当次長 兼こども政策課長	副委員長	
3	本永 貴也	総務部 防災危機管理室長	委員	
4	吉村 純	企画部秘書広報課長	委員	
5	新垣 育子	市民経済部次長兼生活安全課長	委員	
6	山口 久美子	健康推進部 健康増進課長	委員	
7	城間 勝也	建設部次長兼都市計画課長	委員	
8	島袋 保	消防本部総務課長	委員	
9	真鳥 かおり	教育委員会 教育部次長 兼教育総務課長	委員	
10	新川 健次	教育委員会 指導部 指導課長	委員	
11	中村 雄高	選挙管理委員会 事務局長	委員	

資料 9 宜野湾市地域福祉計画検討委員会 作業班名簿

	氏 名	所 属	備 考
1	福本 司	総務部 総務課 管財係長	
2	真境名 由誠	総務部 人事課 人事係長	
3	阿波連 拓巳	総務部 防災危機管理室 防災危機管理係長	
4	吉澤 元貴	企画部 秘書広報課 市政広報係長	
5	瀬崎 しあん	市民経済部 生活安全課 市民・安全係長	
6	松田 学	市民経済部 産業政策課 雇用企業係長	
7	宮城 真也	市民経済部 観光スポーツ課 スポーツ振興係長	
8	我如古 由美	福祉推進部 福祉総務課 総務係長	
9	比嘉 直子	福祉推進部 こども政策課 こども育成係長	
10	富濱 祐敏	福祉推進部 子育て支援課 保育児童係長	
11	佐久田 貴子	健康推進部 健康増進課 健康推進係長	
12	新崎 雅也	建設部 都市計画課 都市計画担当技幹兼都市計画係長	
13	喜友名 達矢	建設部 建築課 市営住宅係長	
14	山城 憲三郎	建設部 道路整備課 道路管理係長	
15	東江 信治	建設部 施設管理課 工事係長	
16	松川 淳也	消防本部 総務課 総務係長	
17	平敷 由紀子	教育委員会 教育部 市民図書館 奉仕係長	
18	大城 孝之	教育委員会 教育部 生涯学習課 社会教育係長	
19	友利 孝子	教育委員会 指導部 指導課 指導担当主査(指導主事)	
20	眞壁 恵子	選挙管理委員会 選挙係長	

第5次宜野湾市障がい者基本計画

チュイシージーの心で支え合い、
誰もが自分らしく、安心して暮らせるまち

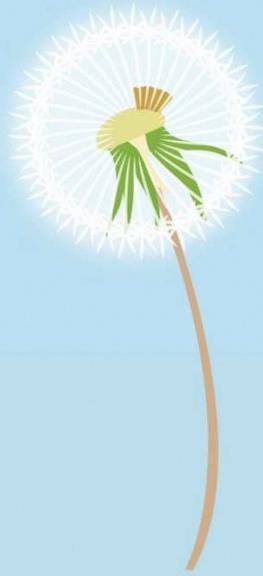
令和6年3月策定

発行：宜野湾市 福祉推進部 障がい福祉課

〒901-2710

沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1

電話：098-893-4411



沖縄県 宜野湾市

